

青森県原子力災害に係る 医療機関及び社会福祉施設等 の避難計画作成ガイドライン

青森県健康福祉部

平成27年4月

青森県原子力災害に係る医療機関及び社会福祉施設等
の避難計画作成ガイドライン

平成27年4月 策定

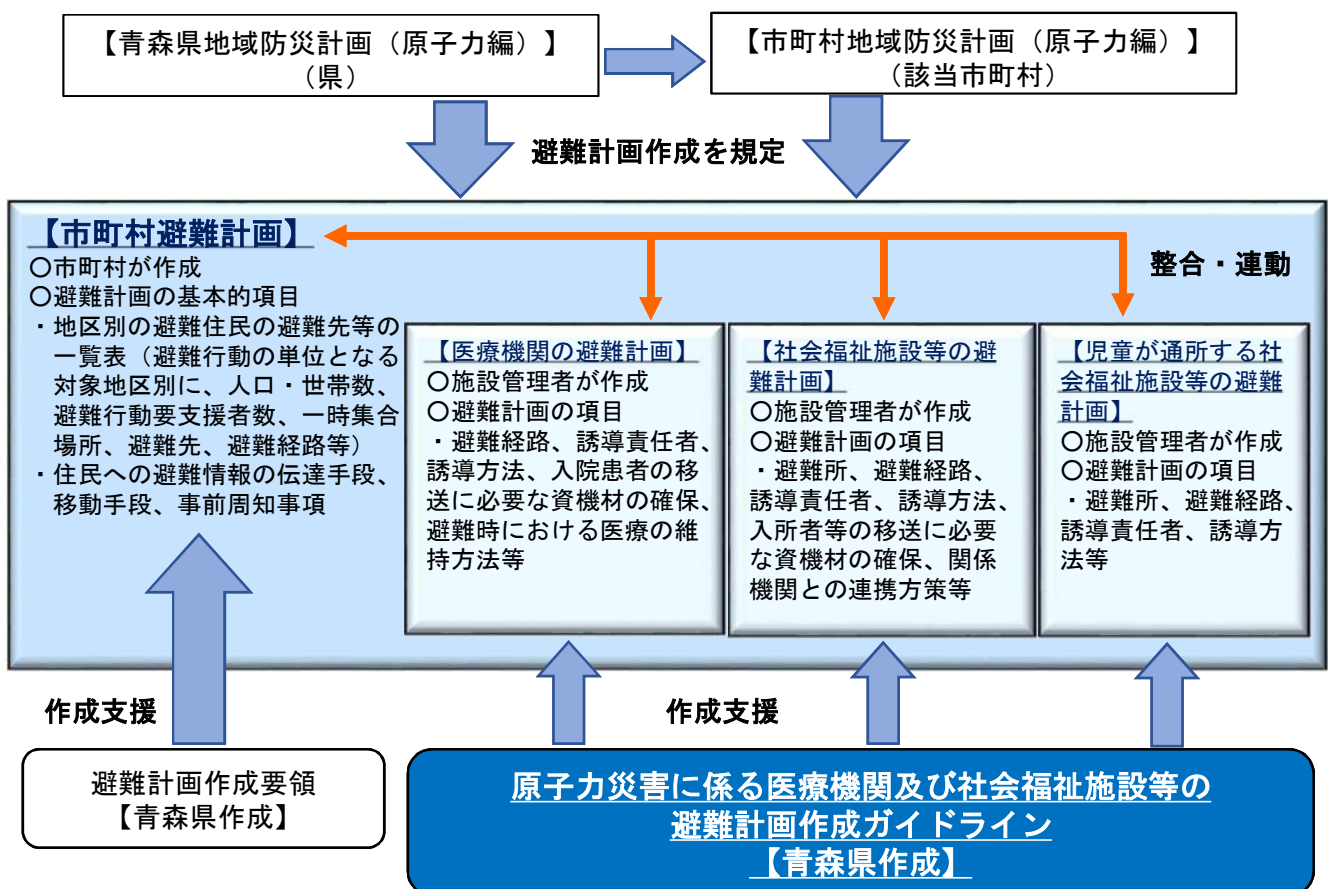
発行：青森県健康福祉部健康福祉政策課
〒030-8570 青森市長島一丁目1番1号
電話 代表 017-722-1111
直通 017-734-9276
FAX 017-734-8085
e-mail kkenkofu@pref.aomori.lg.jp

目次

1	ガイドラインの目的	1
2	避難計画作成の対象施設（ガイドラインの対象施設）	2
3	避難計画の作成手順	3
4	原子力災害対策指針が定める緊急時の防護措置と施設の対応	
	（1）緊急時活動レベル（EAL）	4
	（2）運用上の介入レベル（OIL）	4
	（3）医療機関及び社会福祉施設等の対応イメージ	5
5	PAZ（5km圏内）における緊急時対応の流れ	
	（1）医療機関及び社会福祉施設等（入院・入所施設）	6
	（2）児童が通所する社会福祉施設等	6
6	UPZ（5～30km圏内）における緊急時対応の流れ	
	（1）医療機関及び社会福祉施設等（入院・入所施設）	7
	（2）児童が通所する社会福祉施設等	7
7	避難先、避難手段等の考え方	
	（1）避難先の確保・調整方法	8
	（2）避難手段の確保・調整方法	9
	（3）避難経路	9
	（4）避難及び屋内退避時の医療・福祉人材の確保	9
	（5）避難により健康リスクが高まる者の判断	9
8	避難計画作成例（ひな形）	
	○医療機関及び社会福祉施設等（入院・入所施設）	10
	○様式（別紙1～別紙7）	11
	○児童が通所する社会福祉施設等	31
	○様式（別紙1～別紙7）	32
9	参考資料	
	○原子力災害対策指針、青森県地域防災計画（原子力編）等の内容	52

1 ガイドラインの目的

- 平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故では、広域な避難を伴う大規模な原子力災害を想定した備えをしていなかったこと等により、病院の入院患者等の避難は困難を極め、避難過程での容態悪化など深刻な事態に陥った。
- この事故の教訓を踏まえ、国では原子力災害対策指針等を改定し、本県でもその改定内容等に基づき青森県地域防災計画（原子力編）の修正を行ったところであるが、同計画においては、医療機関及び社会福祉施設等の管理者の役割として、県や所在市町村等と連携して「避難計画」を作成することを規定したところである。
- このガイドラインは、東北電力株式会社東通原子力発電所で原子力災害が発生した場合に備え、原子力災害対策重点区域内の医療機関及び社会福祉施設等が、県及び所在市町村等と連携して「避難計画」を作成することができるよう支援を行うことを目的としている。
- なお、ガイドラインは今後の原子力災害対策に係る検討状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行っていく。



2 避難計画作成の対象施設（ガイドラインの対象施設）

● 次の①と②に該当する医療機関及び社会福祉施設等は、県及び所在市町村等と連携し「避難計画」を作成する。

① 東北電力株式会社東通原子力発電所の原子力災害対策重点区域内に所在する。
 （青森県地域防災計画（原子力編）で定める区域で、概ね半径30km圏内）

原子力災害対策重点区域	
<p>PAZ (Precautionary Action Zone) （予防的防護措置を準備する区域） ⇒ 概ね半径5km圏内</p>	<p>UPZ (Urgent Protective action planning Zone) （緊急時防護措置を準備する区域） ⇒ 概ね半径5km～30km圏内</p>

② 次に掲げる対象施設に該当する。

区分	対象施設
医療機関	病院、有床診療所 （一般住民対象で、入院機能を有するもの）
社会福祉施設等（入所施設）	障害児入所施設、障害者入所施設、障害者グループホーム・ケアホーム 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、生活支援ハウス、介護老人保健施設、認知症グループホーム、ショートステイ 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅
児童が通所する社会福祉施設等	保育所、認定こども園、児童館、放課後等デイサービス



3 避難計画の作成手順

- 医療機関及び社会福祉施設等の管理者は、本ガイドラインの「避難計画作成例（ひな形）」を参考に避難計画を作成する。
- まずは自施設内の組織体制等について検討し、自施設のみで作成できる部分を避難計画としてまとめる。
- 次に所在市町村や県等と連携して作成する必要がある部分をまとめる。
 （連携の方法については、所在市町村毎に別途提示する。）

① 自施設のみで検討・作成できる部分をまとめる

- 医療機関及び社会福祉施設内の組織体制
- 災害時の初動対応等の方法
- 備蓄品・持出品リストの作成 等

② 市町村や県等と連携が必要な部分をまとめる

- 緊急連絡先
- 避難先
- 避難手段
- 避難経路
- 医療・福祉人材の確保 等

4 原子力災害対策指針が定める緊急時の防護措置と施設の対応

(1) 緊急時活動レベル (EAL) ※Emergency Action Level

- 原子力施設の状況に応じて、緊急事態を3つに区分し、放射性物質の放出開始前から、必要に応じた防護措置を講じることになる。

	警戒事態 (EAL1) 例) 大地震 (震度6以上)	施設敷地緊急事態 (EAL2) 例) 全交流電源喪失	全面緊急事態 (EAL3) 例) 冷却機能喪失
PAZ圏内 (~5km)	施設敷地緊急事態要避難者の避難開始・屋内退避の準備	施設敷地緊急事態要避難者の避難開始・屋内退避	
		住民の避難準備開始	住民の避難開始
		安定ヨウ素剤の服用準備	安定ヨウ素剤の服用
UPZ圏内 (5~30km)		屋内退避の準備	屋内退避

【施設敷地緊急事態要避難者】

避難行動に通常以上の時間を要し、かつ避難により健康リスクが高まらない要配慮者、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者

(2) 運用上の介入レベル (OIL) ※Operational Intervention Level

- 放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域では、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じる。
- また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じる。

※ (1) から	全面緊急事態 (EAL3) 例) 冷却機能喪失		
	飲食物摂取制限 0.5 μSv/h以上	早期防護措置 20 μSv/h以上	緊急防護措置 500 μSv/h以上
UPZ圏内 (5~30km)	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定 1週間以内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を実施 基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施【OIL6】	1日以内を目途に区域を特定 対象地域の生産物の摂取を制限【OIL6】 対象地域の住民を、1週間程度内に一時移転【OIL2】	数時間内を目途に区域を特定 避難(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)の実施【OIL1】 避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染【OIL4】
UPZ圏外 (30km~)	UPZ圏内と同じ		

(3) 医療機関及び社会福祉施設等の対応イメージ

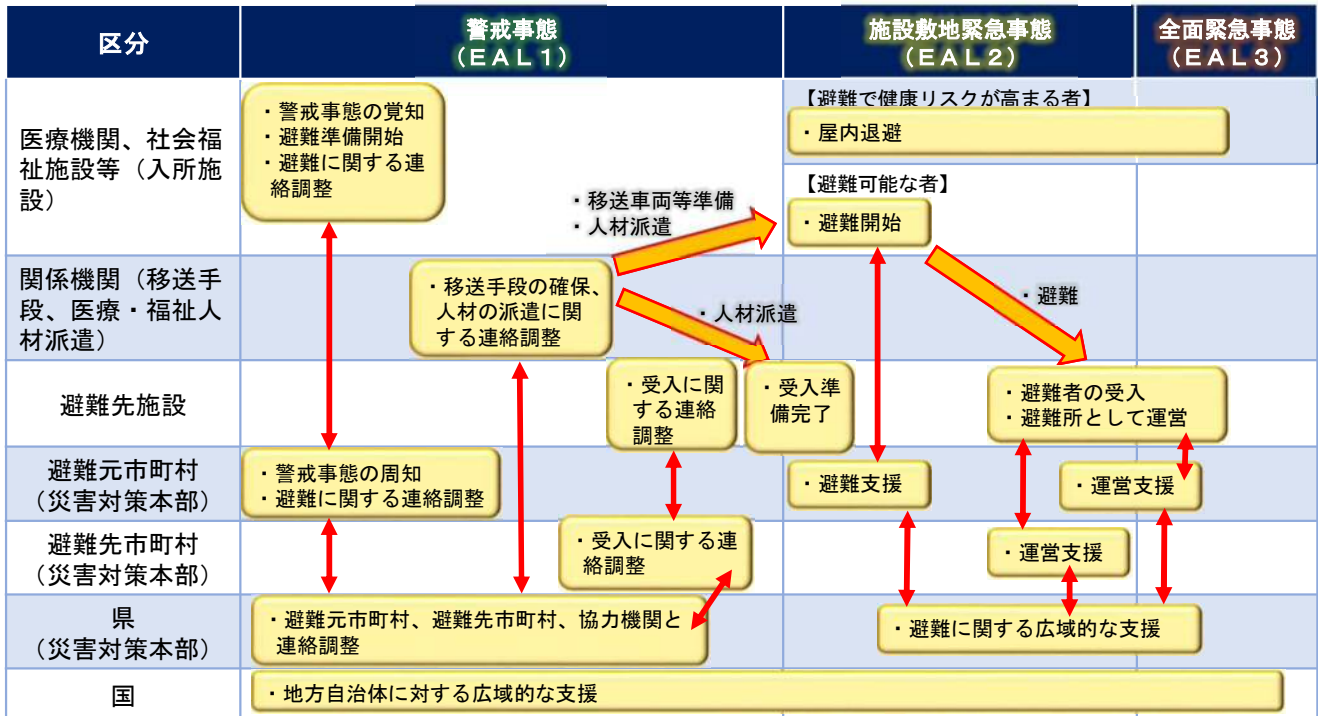
- P A Z 圏内（～5km）に所在する医療機関及び社会福祉施設、U P Z 圏内（5～30km）においては、事態の進展に従って次のような対応を行うことを想定している。

事態の進展	P A Z 圏内（～5km）の 医療機関・社会福祉施設等	U P Z 圏内（5～30km）の 医療機関・社会福祉施設等
警戒事態 (EAL1)	①大地震が発生したことで原子力発電所に異常事象の発生 →「警戒事態」となる →市町村から施設へ周知・連絡	
	②避難の準備開始	②事態の進展に備える
施設敷地緊急事態 (EAL2)	③原子力発電所で異常事象が進展 →「施設敷地緊急事態」となる →市町村から施設へ周知・連絡	
	④避難開始 (市町村等と連携)	④屋内退避の準備開始
全面緊急 事態 (EAL3)	⑤原子力発電所で異常事象が更に進展 →「全面緊急事態」となる →市町村から施設へ周知・連絡	
	⑥避難先に到達	⑥屋内退避の開始 避難の準備開始
	⑦原子力発電所から放射性物質が放出	
	⑧放射線量を測定し、避難が必要な地域となった場合 →一定期間内に避難を行う (⇒市町村から施設へ周知・連絡)	
早期防護 措置 (20 μSv/h 以上)	⑨避難開始 (市町村等と連携)	

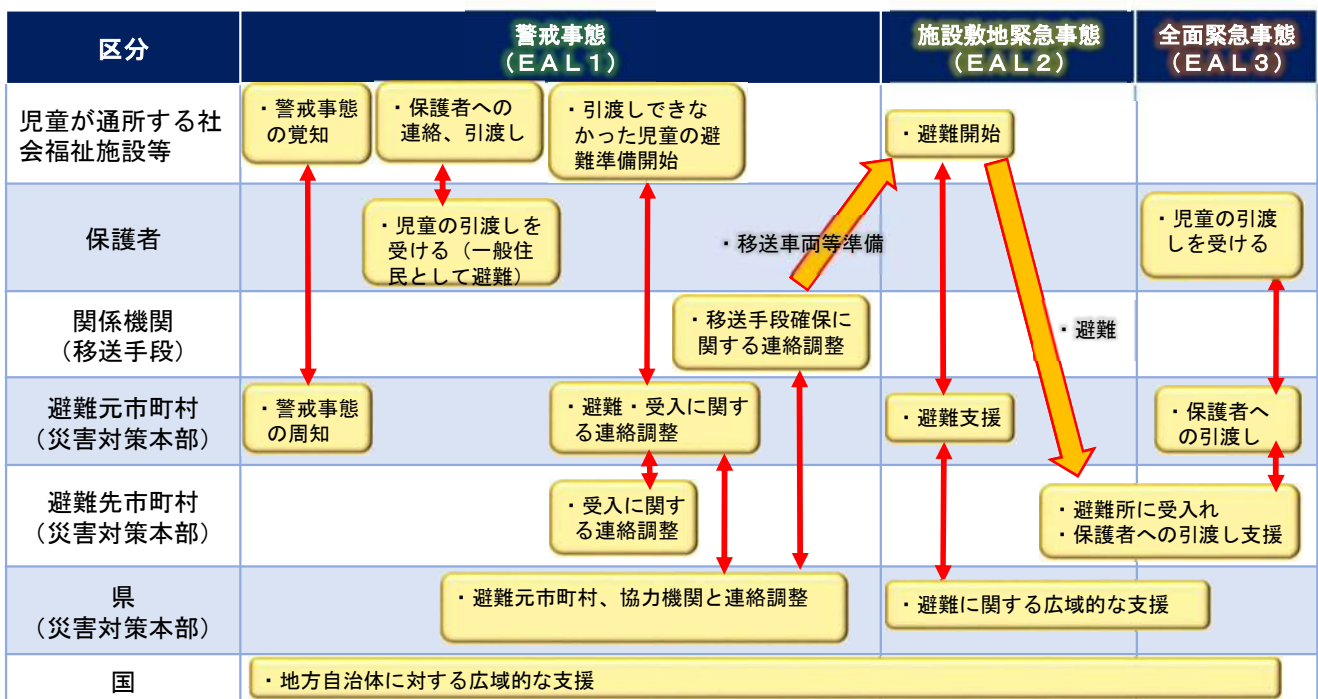
5 P A Z（5km圏内）における緊急時対応の流れ

●国の緊急時活動レベル（EAL）を踏まえ、P A Z（5km圏内）における緊急時対応は次のフロー図に基づき各機関が連携して行う。

（1）医療機関及び社会福祉施設等（入院・入所施設）



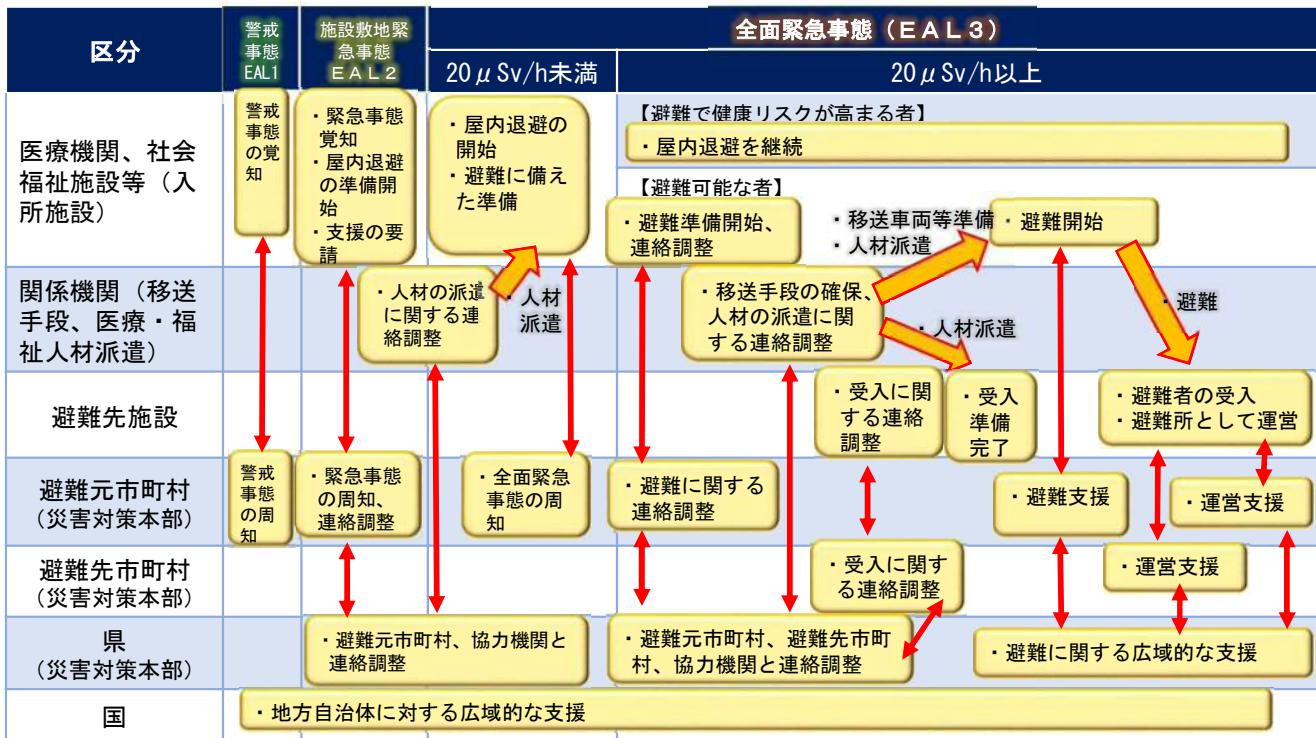
（2）児童が通所する社会福祉施設等



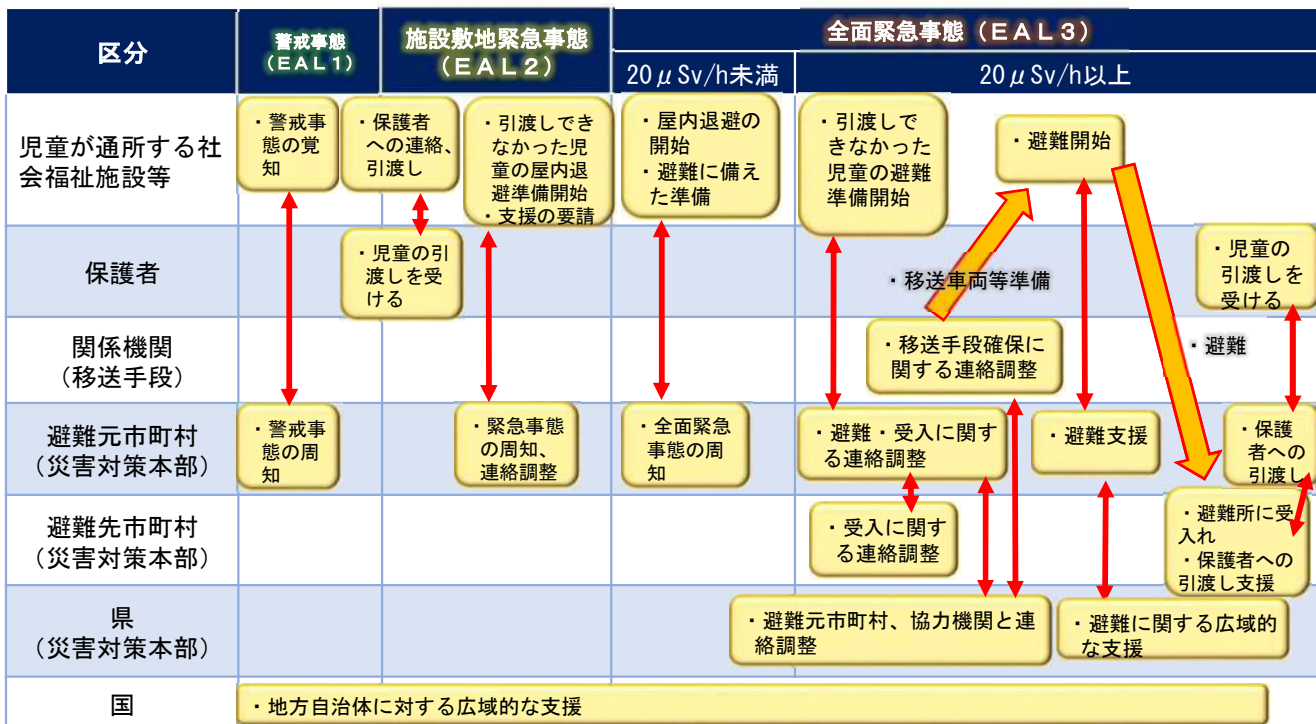
6 UPZ（5～30km圏内）における緊急時対応の流れ

●国の緊急時活動レベル（EAL）及び運用上の介入レベル（OIL）を踏まえ、UPZ（5～30km圏内）における緊急時対応は次のフロー図に基づき各機関が連携して行う。

（1）医療機関及び社会福祉施設等（入院・入所施設）



（2）児童が通所する社会福祉施設等



7 避難先、避難手段等の考え方

(1) 避難先の確保・調整方法

- 避難先は、県が事前に避難先候補施設として了解を得られた施設をグループ分けして台帳に登録しておき、災害時に県及び避難先市町村が連携して施設と調整を行い決定する。
 - 施設が作成する「避難計画」にはあらかじめ特定の施設名は記載しない。
 - 施設では、災害時に県及び市町村が避難先の調整にあたって必要となる情報をまとめ、伝達する体制を整える。
- 児童が通所する社会福祉施設等の避難先は一般の避難所となる。
 - 施設が作成する「避難計画」には、あらかじめ避難所名等を記載する。

<台帳登録のイメージ>

施設種別	避難元施設（東通村、むつ市）	避難先候補施設（青森市）
医療機関	A施設（11km、19床）	M施設（〇〇を10人まで受入可）
	B施設（19km、19床）	N施設（〇〇を15人まで受入可）
	：	：
老人施設	E施設（4km、定員5）	U施設（〇〇を10人まで受入可）
	F施設（5km、定員18）	V施設（〇〇を5人まで受入可）
	：	：
障害者施設	I施設（9km、定員30）	Y施設（〇〇を10人まで受入可）
	J施設（13km、定員50）	Z施設（〇〇を10人まで受入可）
	：	：

- 調整例（県及び避難先市町村が連携して施設と調整し避難先として決定）

施設種別	避難元施設（東通村、むつ市）	避難先候補施設（青森市）
医療機関	A施設（11km、対象19人）	M施設（施設被災のため受入不可）
		N施設（特に状態を問わずに10人まで受入可）⇒10人避難
		P施設（〇〇であれば15人まで受入可）⇒9人避難
	B施設（19km、対象15人）	P施設（〇〇であれば15人まで受入可）⇒5人避難
		Q施設（施設被災のため受入不可）
		R施設（特に状態を問わずに10人まで受入可）⇒10人避難

(2) 避難手段の確保・調整方法

- 避難手段は医療機関及び社会福祉施設等が保有している車両を活用しつつ、県及び市町村が連携し、必要なバスや福祉車両、救急車等を関係機関と調整して確保する。
- 施設が作成する「避難計画」には、保有している車両の台数等のほか、必要と考えられる避難手段について記載する。
- 関係機関との調整だけでは避難手段が十分確保できない場合は、県は他の避難手段の確保を図るとともに、隣接道県や国等に対して支援を要請する。
- 陸路による避難が困難な場合等には、海路等を使った避難手段を確保する。

(3) 避難経路

- 医療機関及び社会福祉施設等が所在する市町村の「避難計画（原子力編）」で定める避難経路により避難する。
- 施設が作成する「避難計画」には、市町村と調整を図ったうえで避難経路を記載する。
- 陸路による避難が困難な場合等には、海路等を使った避難が行われる。
- 放射性プルームが漂っている地域を避ける等安全なルートで避難を行う。

(4) 避難及び屋内退避時の医療・福祉人材の確保

- 原子力災害対策重点区域内（30km圏内）に所在する医療機関及び社会福祉施設等が屋内退避を行う時や、避難を行う時に、医療・福祉人材が不足する場合は、避難元の市町村からの要請を受け、県が関係機関（医療・福祉関係団体等）と調整して派遣を行う。
- 避難先となる医療機関及び社会福祉施設等において、避難者を受入れするために医療・福祉人材が不足する場合は、避難先の市町村からの要請を受け、県が関係機関（医療・福祉関係団体等）と調整して派遣を行う。
- 避難が長期化する見込みである場合等は、県が医療・福祉人材の派遣について他都道府県や国に対して支援を要請する。
- 県は関係機関と連携し、原子力災害対策重点区域内（30km圏内）に所在する医療機関及び社会福祉施設等や、避難先となる医療機関及び社会福祉施設等の職員が、原子力防災に関する知識が得られるよう研修会等の実施に配慮する。

(5) 避難により健康リスクが高まる者の判断

- 避難の実施により、避難しなかった場合に比べて健康リスクが高まる者の判断は、医療機関及び社会福祉施設等の管理者等の責任者が行う。
- 常勤医師がない施設では、事故に備えてあらかじめ嘱託医と相談しておく。
- 災害時、現地において医師から助言を得られる場合には、その判断に従う。

8 避難計画作成例（ひな形）

- 次ページ以降に示す避難計画の作成例（ひな形）を参考に、各項目に記載した補足説明を踏まえて、施設の実態に合わせて作成すること。

①避難計画作成例（医療機関及び社会福祉施設等（入院・入所施設））

- ・別紙1 原子力災害対策委員会の組織体制
- ・別紙2 緊急連絡先一覧
- ・別紙3 備蓄品・非常時持出品リスト
- ・別紙4 避難に関する基本情報
- ・別紙5 応急対策本部の組織体制
- ・別紙6 原子力防災に関する行動チェックリスト（平常時）
- ・別紙7 原子力防災に関する行動チェックリスト（災害発生時）

②避難計画作成例（児童が通所する社会福祉施設等）

- ・別紙1 原子力災害対策委員会の組織体制
- ・別紙2 緊急連絡先一覧
- ・別紙3 備蓄品・非常時持出品リスト
- ・別紙4 避難に関する基本情報
- ・別紙5 応急対策本部の組織体制
- ・別紙6 原子力防災に関する行動チェックリスト（平常時）
- ・別紙7 原子力防災に関する行動チェックリスト（災害発生時）

＜施設名＞における原子力災害時避難計画

第1章 総則

第1 目的

この計画は、青森県地域防災計画（原子力編）及び＜〇〇市・町・村＞地域防災計画（原子力編）に基づき、＜施設名＞（以下「施設」という。）における原子力災害対策について必要な事項を定め、東北電力株式会社東通原子力発電所の事故による原子力災害に際し、施設利用者及び職員を安全かつ迅速に避難させる等の適切な防護措置を行うことを目的とする。

第2 適用範囲

この計画は、施設利用者及び職員に適用する。

第3 施設管理者等の役割

- （1）施設管理者は、本計画に基づき、施設職員を指揮し、原子力災害対策を総合的に推進するために必要な措置を講ずるものとする。
- （2）施設職員は、施設管理者の指揮のもと、施設利用者等の人命の確保のため、本計画に基づき、必要な措置を講ずるものとする。
- （3）施設利用者は、原子力災害から身を守るため、施設管理者及び施設職員の指示に従うものとする。

第4 行政機関等との連携・協力

原子力災害対策の実施については、行政機関、近隣他施設、地域住民及び施設利用者の家族等と十分連携・協力して行うものとする。

（補足説明）

- ・原子力災害時に施設の孤立を防ぎ、安全かつ迅速な避難等を行うため、平時から行政機関や地域等との連携・協力体制を構築するよう努めること。

第2章 原子力災害事前対策

第5 原子力災害対策委員会の設置等

- （1）施設における原子力災害対策の総合的な推進を図るため、施設管理者を委員長とする原子力災害対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- （2）委員会の下に、委員長の指名する者を責任者とする情報班、教育班、訓練班、備蓄・点検班を「原子力災害対策委員会の組織体制（別紙1）」のとおりに設置する。なお、各班の責任者を委員会の委員とする。

【避難計画作成例：医療機関及び社会福祉施設等（入院・入所施設）】

（補足説明）

- ・原子力災害には組織として対処する必要があることから、施設内での体制づくり及び職員間での情報共有を図るため、施設管理者と施設利用者の状況を熟知した職員で構成する委員会を設置する等、施設内の全部門、全職種からの参加を得て、原子力災害対策を検討すること。
- ・委員会には、原子力災害対策上で必要と思われる、情報収集・伝達体制の整備、防災教育、避難訓練、物資等の備蓄等の活動ごとに班を組織して検討を重ねること。
- ・本ガイドラインで示している委員会の組織体制は例示であり、施設の規模、施設利用者及び職員数を考慮して、実態に合った組織とすること。
- ・地震・津波等の自然災害に関する既存の検討組織がある場合は、既存の検討組織に原子力災害に関する事項を加える等して共通化を図り、災害に関して一体的に検討すること。

第6 委員会の開催等

- （1）委員会は定期的を開催する。ただし、緊急に開催する必要がある場合には、その都度委員長が招集する。
- （2）委員会は、次の事項について審議・検討する。
 - ①原子力災害時避難計画の作成、検証及び改定に関すること。
 - ②応急対策本部の編成及び活動に関すること。
 - ③原子力災害時緊急連絡網及び職員招集・参集に関すること。
 - ④避難先、避難経路及び避難手段に関すること。
 - ⑤防災教育及び避難訓練に関すること。
 - ⑥施設利用者の情報に関すること。
 - ⑦食糧、飲料水、医薬品等の備蓄、施設利用者移送資機材等の確保に関すること。
 - ⑧その他原子力災害対策について必要な事項に関すること。

（補足説明）

- ・委員会の開催時期及び回数は施設の実情に合わせて決めること。
- ・特に緊急時における情報伝達の手段・方法の確立、避難先・避難経路・避難手段の確認、防災教育、避難訓練に関しては、県及び所在市町村と連携・協力して取り組むこと。

第7 緊急連絡体制等の整理

- （1）情報班は、＜〇〇市・町・村＞の協力を得て、原子力災害時における行政機関等との情報収集・伝達手段を確立し、あらかじめ伝達事項を確認するほか、施設内の緊急連絡網及び職員招集・参集方法を確立する。
- （2）行政機関等の連絡先、施設内緊急連絡網及び職員招集・参集方法は、「緊急連絡先一覧（別紙2）」のとおりとする。

【避難計画作成例：医療機関及び社会福祉施設等（入院・入所施設）】

（補足説明）

- ・次に掲げる内容は必ず事前に決めておくこと。
 - ①原子力災害時における行政機関等との情報収集・伝達手段
 - ②施設内での情報伝達方法
 - ③時間帯に応じた確実な情報伝達方法及び代替手段
 - ④法人本部等の関係機関や施設利用者の家族等への連絡方法
- ・大規模自然災害等による情報伝達手段（電話・FAX等）の機能喪失を想定して、複数の伝達手段の確保に努めること。
- ・夜間、早朝、休日における非番職員の招集・参集方法は、役職、居住地、交通手段等を考慮して決定すること。
- ・その際、職員ごとに、参集手段（徒歩・通常の通勤手段など）によって、どの程度の時間で参集できるか確認しておくこと。
- ・不測の事態により指定していた参集可能職員が参集できない場合または参集が遅れる場合に備えて、あらかじめその代替人員と代理順位（居住地が近い順、先に到着した順など）を定めておくこと。

第8 施設利用者に関する情報の整理

情報班は、平時から入院患者＜入所者＞の基本情報や心身の状態、緊急時における入院患者＜入所者＞の家族等への連絡方法を確認し、その情報に関する記録を作成するものとする。

（補足説明）

- ・避難先や搬送手段の選定、避難先での受入等を円滑に行うためには、入院患者・入所者の情報が必要となるので、平時から情報を整理しておくこと。
- ・情報の整理にあたっては、通常利用しているカルテや介護記録等を活用する等、施設の実情に応じて対応するとともに、災害時にいつでも持ち出せるよう準備しておくこと。
- ・おくすり手帳や糖尿病手帳等を入所者本人が管理している場合には、避難先での医療提供に必要なため携行できるよう準備しておくこと。
- ・入院患者・入所者の情報として整理しておくものとしては、氏名、性別、生年月日、血液型、服用薬、本人の状態・特性（病状、障害・介護の程度等）、避難にあたっての留意点、家族等の連絡先が考えられる。

第9 原子力防災教育

- （1）教育班は、＜〇〇市・町・村＞の協力を得て、原子力災害時において適切な行動がとれるようにするため、原子力災害についての施設利用者及び職員の理解と関心を高める原子力防災教育を行う。
- （2）原子力防災教育は、次の事項について行うものとする。
 - ①原子力災害に関する基礎的知識
 - ②避難計画の周知徹底

【避難計画作成例：医療機関及び社会福祉施設等（入院・入所施設）】

- ③原子力災害時に施設利用者及び職員が具体的にとるべき行動に関する知識
- ④避難先、避難経路、避難手段その他避難対策に関する知識
- ⑤非常持出品の準備等防災対策に関する知識
- ⑥避難生活に関する知識
- ⑦その他原子力防災対策について必要な知識

（補足説明）

- ・原子力災害には組織として対処する必要があることから、毎年度勉強会を開催する等、職員全員が知識を身につけられるよう工夫すること。
- ・原子力災害時に迅速に対応するため、施設内での役割分担や行動手順等は特に重点を置いて行うこと。
- ・防災教育の実施に際しては、必要に応じて、施設利用者やその家族等の参加も検討すること。

第10 原子力防災訓練

- （1）訓練班は、＜〇〇市・町・村＞の協力を得て、原子力災害時における避難等の防護措置の円滑な遂行を図るため、原子力防災訓練を企画するものとする。
- （2）原子力防災訓練は定期的を開催し、施設利用者及び職員が参加して、情報の伝達、屋内退避、避難誘導等を連携して行うものとする。
- （3）原子力防災訓練実施後は、委員会において、その実施効果等の検証を行うものとする。

（補足説明）

- ・防災訓練の実施にあたっては、市町村の協力を得ながら施設の実態に応じたものとなるよう企画し、必要に応じて地域の消防機関や自主防災組織等の協力も得ること。また、市町村が実施する原子力防災訓練に参加することも検討すること。
- ・訓練は机上訓練や実動訓練を組み合わせる等して施設職員の習熟に努め、「実際の避難時に混乱すると思われる点を重点的に確認する」など目的を明確にして行うこと。
- ・訓練実施後は必ず検証を行い、課題等がある場合は、それを基に避難計画の見直し等を行うこと。

第11 備蓄及び点検

- （1）備蓄・点検班は、食糧・飲料水・医薬品等の備蓄、施設利用者の移送に必要な資機材の確保、非常用自家発電機等の整備を行うとともに、これらの点検を定期的に行うものとする。
- （2）備蓄・点検班は、施設での避難活動等の支障とならないよう、施設の安全確認、危険物等の安全点検及び消防用設備の作動確認等を定期的に行うものとする。

【避難計画作成例：医療機関及び社会福祉施設等（入院・入所施設）】

- (3) 備蓄物資の種類及び数量は、備蓄品・非常時持出品リスト（別紙3）のとおりとする。

（補足説明）

- ・屋内退避や避難の長期化に備え、施設利用者及び職員が最低限度の生活を維持できるよう3日分程度の食糧、飲料水、医薬品、介護用品等の備蓄に努めること。（飲料水については、1日1人3リットルを基準とする。）
- ・施設利用者の特性に応じた生活物資や資機材をリストアップするとともに、備蓄した食糧や医薬品は有効期限切れにならないよう、定期的に在庫チェックし、常に必要量を確保するよう努めること。
- ・日頃から防災設備や非常用発電設備等施設設備の点検を行い、異常がある場合や不備欠陥設備等については速やかに改善すること。
- ・施設の耐震性・耐火性を確保するとともに、放射線からの影響を低減させるために窓等の気密性を向上させるよう努めること。
- ・避難生活を余儀なくされ、長期間、施設に戻れなくなる場合に備えて、常時、暖房器具類の管理はもとより、危険物の保管状況についても、十分に点検・確認を行い、異常がある場合や不備欠陥設備等については速やかに改善すること。

第12 避難先、避難手段及び避難経路

- (1) 原子力災害時において施設利用者及び職員を避難させる場合に備え、県及び<〇〇市・町・村>と連携し、避難先、避難手段及び避難経路について「避難に関する基本情報（別紙4）」としてとりまとめる。
- (2) 委員長は、別紙4の内容について防災教育や防災訓練の場を利用する等して、施設利用者及び職員に周知するものとする。

（補足説明）

- ・避難先は、災害時に県が市町村や関係機関等と調整して決定するので、施設では災害時に県及び市町村が避難先の調整にあたって必要となる情報をまとめ、伝達する体制を整えること。
- ・避難経路は所在する市町村の「避難計画（原子力編）」で定める避難経路とし、市町村と調整を図ること。
- ・避難手段は施設が保有している車両を活用しつつ、県及び市町村が連携して必要なバスや福祉車両、救急車等を関係機関と調整して確保する。
- ・陸路による避難が困難な場合等には、海路等を使った避難が行われるので、市町村等の指示に従うこと。
- ・施設利用者の避難等を安全かつ迅速に実施するためには、県及び市町村との連携・協力が重要であり、また、施設内の体制（避難誘導者の人数・職種、方法、必要な資機材等）をあらかじめ定めておくことが重要である。
- ・施設利用者の家族等への引継ぎについて、その可能性と方法を家族等とあらかじめ確認しておくこと。

【避難計画作成例：医療機関及び社会福祉施設等（入院・入所施設）】

第3章 緊急事態応急対策

第13 応急対策本部の設置

- (1) 施設管理者は、＜〇〇市・町・村＞等から、東北電力株式会社東通原子力発電所で異常事象が発生又はそのおそれがあるという情報（以下「原子力発電所での異常事象発生等の情報」という。）を入手した場合には、施設内に施設管理者を本部長とする応急対策本部を設置する。
- (2) 応急対策本部は、「応急対策本部の組織体制（別紙5）」のとおり本部長、副本部長、連絡調整班、安全確認班、応急物資班、避難誘導班、救護班で編成し、各班の班長を定める。

（補足説明）

- ・原子力災害発生時に避難等を安全かつ迅速に行うため、施設の規模等に応じて、役割分担及び指揮系統を明確にした組織を編成すること。
- ・応急対策本部を構成する人員は、第2章第5で定める委員会の組織体制と関連付けて分担を決めること。
- ・地震・津波等の自然災害に関する既存の対策組織がある場合は、既存の対策組織に原子力災害に関する対応を加える等して共通化を図ること。
- ・夜間等の少人数体制における初動対応や、地震等との複合災害時の対応、避難の実施とともに健康リスクが高まる者が屋内退避を継続する場合の対応についても検討し、実効的な職員の動員計画を定めること。
- ・また、施設職員だけでは十分な対応ができないと判断される場合には、どの程度応援を要請する必要があるのかをあらかじめ検討すること。

第14 本部長及び副本部長の職務

- (1) 本部長は、原子力災害応急対策の実施全般についての一切の指揮を行うものとする。
- (2) 副本部長は、本部長を補佐し、避難状況を取りまとめ、本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を行う。

（補足説明）

- ・施設規模に応じて各班長にも代理者を置くことが望ましい。

第15 情報の伝達及び支援要請

- (1) 原子力発電所での異常事象発生等の情報を収集した者は、速やかに連絡調整班に報告しなければならない。
- (2) 連絡調整班は、原子力発電所での異常事象発生等の情報を収集した場合は、直ちに本部長に報告するとともに、「緊急連絡先一覧（別紙2）」により＜〇〇市・町・村＞災害対策本部等と連絡を取り、正確な情報の収集と施設が行うべき防護措置について確認する。また、防護措置を実施するに当たって必要な支援がある場合には要請を行う。

【避難計画作成例：医療機関及び社会福祉施設等（入院・入所施設）】

- (3) 連絡調整班は、本部長の指示のもとに、「緊急連絡先一覧（別紙2）」により、非番職員に本部長の指示等を連絡する。

（補足説明）

- ・原子力災害発生後の初動対応とその後の避難活動を安全かつ迅速に行うために、関係者間の連携不足による情報の受伝達に混乱が生じないようにすること。
- ・地元自治体の発表情報やテレビ、ラジオなどの災害情報など、最新の情報を把握すること。
- ・原子力災害に関する正確な情報の収集等を行うため、速やかに市町村災害対策本部の担当窓口へ連絡し、今後の情報伝達手段や方法を確認するなど緊急時連絡体制を確立すること。
- ・市町村災害対策本部とは可能な限り継続的に連絡を取り合い、施設の対応状況や支援要請を伝達すること。
- ・少人数体制での勤務中に原子力災害が発生した場合の、非番職員の招集や自発的参集についてあらかじめ定めておくこと。

第16 施設の安全確認

安全確認班は、原子力発電所での異常事象発生等の情報があった場合は、施設及び危険物の安全確認、消防用設備の配備を行うとともに、屋内退避及び避難に備えた措置を講じる。

第17 応急物資の確保

応急物資班は、原子力発電所での異常事象発生等の情報があった場合は、「備蓄品・非常時持出品リスト（別紙3）」にまとめた食糧、飲料水、医薬品、介護用品等、施設利用者移送資機材、原子力防災資機材及び非常用自家発電機等を確保する。

（補足説明）

- ・屋内退避や避難の長期化に備え、あらかじめ作成した備蓄品・非常持出品リスト（別紙3）を基に、施設利用者の状況に応じた物資を必要量確保すること。また、万が一不足する場合は市町村災害対策本部に支援を要請すること。

第18 屋内退避

- (1) 本部長は、<〇〇市・町・村>災害対策本部から屋内退避指示があった場合は、その指示に基づいて、各班を指揮し、適切な屋内退避措置を講じる。
- (2) 各班は、あらかじめ定めた「行動チェックリスト（別紙7）」を基に活動するものとする。
- (3) 本部長は、資機材の調達や支援者の派遣などの支援が必要な場合には、

【避難計画作成例：医療機関及び社会福祉施設等（入院・入所施設）】

＜〇〇市・町・村＞災害対策本部に対し支援要請を行うものとする。

(4) 施設利用者は、職員の指示に従うものとする。

(補足説明)

- ・屋内退避の指示は、防災行政無線や広報車等による周知が基本となる。
- ・屋内退避時には、すぐに施設内（屋内）に入って外に出ないようにし、ドアや窓を全部閉め、換気扇などを止めて、目張りするほか、窓から離れて施設の中央に退避するなど放射性物質の吸入抑制や放射線を遮へいするよう、できる限りの措置を取って被ばくの低減を図ること。
- ・外から帰ってきた者は顔や手を洗い、食品にはフタやラップをするようにすること。
- ・津波等により既に施設から避難を実施している場合で、避難先にも屋内退避指示が出ている場合には、避難先の責任者の指示に従うこと。

第19 避難準備

- (1) 避難誘導班は、原子力発電所での異常事象発生等の情報があった場合は、本部長の指示に従い、施設利用者に現在の状況を伝達し、施設利用者の安全確認を行うとともに、不必要な不安及び動揺を与えないようにするものとする。
- (2) 本部長は、＜〇〇市・町・村＞災害対策本部から避難準備に関する情報を収集した場合は、避難誘導班を指示し、施設利用者の避難準備をさせるものとする。
- (3) 本部長は、避難の実施により、避難しなかった場合に比べて健康リスクが高まる施設利用者を特定し、屋内退避について判断するものとする。また、その中でも医療提供等の面から長期間の屋内退避は困難な施設利用者を特定し、あらかじめ対応を決めておくものとする。
- (4) 本部長は、＜〇〇市・町・村＞災害対策本部に対し、避難先の調整にあたって必要となる情報（別紙4に基づき整理した避難する施設利用者等の情報）、屋内退避予定の健康リスクが高まる者の有無及び状態、長期間の屋内退避は困難な者の有無及び状態、避難に必要な車両、資機材の調達、支援者の派遣など避難に関する情報伝達と支援要請を行うものとする。
- (5) 施設利用者の家族等への引継ぎは、あらかじめ定めていた方法により行うものとする。

(補足説明)

- ・施設利用者の状態を十分に把握した上で、心身の状態を悪化させないように留意しながら、避難準備に取り掛かること。
- ・健康リスクが高まる施設利用者の特定は、施設管理者等の責任者が行うこととなるが、常勤医師がいない施設では、事故に備えてあらかじめ嘱託医と相談しておくこと。
- ・災害時に現地において医師から助言を得られる場合には、その判断に従う

【避難計画作成例：医療機関及び社会福祉施設等（入院・入所施設）】

こと。

- ・施設利用者には、原子力災害や防護措置に関する正確な情報を伝達して、動揺や不安の軽減に努め、安全な避難行動が取れるよう誘導すること。
- ・施設利用者の避難には時間を要することが想定されることから、市町村災害対策本部から避難準備について連絡が行われる前であっても、可能な範囲で避難準備を行うよう努めること。

第20 避難

- (1) 本部長は、＜〇〇市・町・村＞災害対策本部から避難指示があった場合は、避難の実施について＜〇〇市・町・村＞災害対策本部と十分調整を行ったうえで、各班を指揮し、施設利用者及び職員を避難させるものとする。
- (2) 本部長は、避難の実施により、避難しなかった場合に比べて健康リスクが高まる施設利用者について屋内退避させるものとし、必要な職員等を配置し、健康状態に応じた適切な医療提供・ケアを行うものとする。
- (3) 各班は、あらかじめ定めた「行動チェックリスト（別紙7）」を基に活動するものとする。
- (4) 施設利用者は、職員の指示に従うものとする。
- (5) 連絡調整班は、施設利用者の家族に避難先、出発予定時刻、到着予定時刻等を連絡する。なお、避難を行うために暇がない時や連絡がとれない時には、避難完了後に連絡する。
- (6) 避難誘導班又は救護班は、避難車両に同乗して避難中の施設利用者への医療提供・ケアを行うものとする。
- (7) 応急物資班は、必要に応じて避難先で使用する物資、資機材等を搬送するものとする。
- (8) 避難開始した場合、施設利用者を避難先まで避難させた場合などの施設の対応状況は、その都度、＜〇〇市・町・村＞災害対策本部に対して連絡すること。

（補足説明）

- ・市町村災害対策本部等と避難先、避難経路及び避難手段等について十分に調整を行ったうえで、施設利用者を安全に避難誘導すること。
- ・避難の実施に当たっては、その時の状況に応じた判断を行い、被ばくを回避する措置を講じること。
- ・災害用伝言ダイヤルサービスなど、事前に定めている原子力災害時の連絡方法により、家族等に施設利用者の状況を伝達すること。
- ・家族等への引継ぎを行う場合は、あらかじめ確認していた方法により実施し、家族等が勝手に連れ帰ることがないように、職員立会のもと、施設利用者や引受者の氏名、引継時刻を記録し、市町村災害対策本部に対して、速やかにその旨を連絡すること。

【避難計画作成例：医療機関及び社会福祉施設等（入院・入所施設）】

第4章 避難中の対策

第2-1 避難先における施設利用者への医療提供・ケア等

- (1) 本部長は避難先と調整のうえ、施設の救護班を、避難先における施設利用者への医療提供・ケアに協力させるものとする。
- (2) 救護班は、避難先と連携して、施設利用者の健康状態等を把握し、適切な医療提供・ケアがなされるよう努めるものとする。
- (3) 本部長は、避難の長期化が予想される場合等には、＜〇〇市・町・村＞災害対策本部や避難先の市町村災害対策本部、避難先の医療連携室、地域包括支援センター等と連携して、施設利用者の家族等と調整を図り、避難から他の施設への入院＜入所＞に切り替えることを検討するものとする。

(補足説明)

- ・避難の長期化といった慣れない環境での生活によるストレス等が心身の状態に影響を与えることが懸念されるので、施設利用者の健康状態を確認するなど体調管理を行うとともに、不安感を軽減するよう努めること。
- ・避難先において、そのまま入院患者（入所者）として受入可能である場合と、他の施設への移送を検討しなければならない場合があることから、行政機関等と連携して対応すること。

第2-2 物資及び人員の確保

応急物資班は、避難先と連携して、施設利用者の医療提供・ケアに必要な物資や人員の不足状況を随時把握し、＜〇〇市・町・村＞災害対策本部や避難先の市町村災害対策本部に対し、必要な支援を要請する。

第2-3 施設利用者家族等への連絡

本部長は、施設利用者の避難完了時及び施設利用者の健康状態に変化があった場合には、施設利用者の家族及び関係機関等へ連絡する。

【様式等一覧】

- 別紙1 原子力災害対策委員会の組織体制
- 別紙2 緊急連絡先一覧
- 別紙3 備蓄品・非常時持出品リスト
- 別紙4 避難に関する基本情報
- 別紙5 応急対策本部の組織体制
- 別紙6 行動チェックリスト（平常時）
- 別紙7 行動チェックリスト（災害発生時）

【避難計画作成例：医療機関及び社会福祉施設等（入院・入所施設）】

<別紙 1 >

原子力災害対策委員会の組織体制

【施設名】

組織名	役職名	職・氏名	担当業務
	委員長	施設長 ○○○○	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害対策の総合的な推進 原子力災害対策委員会の招集
情報班	班長	○○○○	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時の情報伝達手段・方法の確立 伝達事項の確認 原子力災害時緊急連絡網および職員招集・参集方法の確立（緊急連絡先一覧の作成） 施設利用者の情報の整理
	班員	○○○○ ○○○○ ○○○○	
教育班	班長	○○○○	<ul style="list-style-type: none"> 施設利用者及び職員に対する原子力防災教育の実施
	班員	○○○○ ○○○○	
訓練班	班長	○○○○	<ul style="list-style-type: none"> 原子力防災訓練の企画・実施 訓練の実施効果等の検証
	班員	○○○○ ○○○○ ○○○○	
備蓄・点検班	班長	○○○○	<ul style="list-style-type: none"> 食糧・飲料水・医薬品等の備蓄・点検 非常用自家発電機等の整備・点検 備蓄品・非常持出品リストの作成 施設の安全確認、危険物等の安全点検、消防用設備の作動確認等
	班員	○○○○ ○○○○ ○○○○	

※この委員会の組織体制は例示であり、施設の規模、施設利用者及び職員数を考慮して、実態に合った組織とすること。また、地震・津波災害等の自然災害に関する既存の検討組織がある場合は、既存の検討組織に原子力災害に関する事項を加える等して共通化を図り、災害に関して一体的に検討すること。

【避難計画作成例：医療機関及び社会福祉施設等（入院・入所施設）】

<別紙 2 >

緊急連絡先一覧

【施設名】

《行政機関等の連絡先》

区分	組織名称	電話番号	FAX番号	Eメール
	役割			
市町村担当課	〇〇〇〇課			
	原子力災害に関する連絡窓口			
県担当課	〇〇〇〇課			
	原子力災害に関する連絡窓口（市町村と連絡がとれない場合）			
消防署	〇〇〇消防署			
	施設内で傷病者が発生した場合の連絡先			
電力会社	〇〇〇〇課			
	原子力災害に関する連絡窓口			

《施設内緊急連絡網及び職員招集・参集方法》

①連絡調整班員

職・氏名	連絡先1（携帯電話等）	連絡先2（電子メール等）	招集・参集方法

②施設職員

連絡調整班からの連絡順位	職・氏名	連絡先1（携帯電話等）	連絡先2（電子メール等）	招集・参集方法
1				
2				
3				
4				

※この様式は参考であり、既存の緊急連絡網等を活用するなどして施設の実態に合ったものとする。

【避難計画作成例：医療機関及び社会福祉施設等（入院・入所施設）】

<別紙3>

備蓄品・非常時持出品リスト

【施設名】

分類	品名	数量	保管場所	使用期限	持出品
食糧・飲料					
医薬品					
衛生用品					
情報機器					
移送用具					
その他					

※この様式は参考であり、既存の備蓄品等リストを活用するなどして施設の実態に合った
 のとすること。

【避難計画作成例：医療機関及び社会福祉施設等（入院・入所施設）】

<別紙5>

応急対策本部の組織体制

【施設名】

組織名	役職名	職・氏名	担当業務
	本部長	施設長 ○○○○	・総括責任（原子力災害応急対策の実施全般についての指揮）
	副本部長	○○○○	・本部長の補佐 ・避難状況の取りまとめ ・本部長に事故があった場合の代理
連絡調整班	班長	○○○○	・災害情報の収集 ・行政機関等との連絡調整、支援要請 ・職員への連絡 ・施設利用者の家族等への連絡
	班員	○○○○ ○○○○	
安全確認班	班長	○○○○	・施設、設備の被害状況の確認、安全確認 ・ドア、窓を閉め、換気扇を止める ・火の元の確認
	班員	○○○○ ○○○○	
応急物資班	班長	○○○○	・備蓄食糧、資機材の点検 ・持出品の確認 ・避難場所における必要物資、職員等の不足状況の把握
	班員	○○○○ ○○○○	
避難誘導班	班長	○○○○	・施設利用者への状況説明 ・施設利用者の安全確認、状況把握 ・施設利用者の避難準備、避難誘導 ・施設利用者の家族等への引渡し
	班員	○○○○ ○○○○ ○○○○	
救護班	班長	○○○○	・避難場所における施設利用者の健康状態の把握 ・避難先との連携 ・施設利用者の健康状態の把握
	班員	○○○○ ○○○○ ○○○○	

※この対策本部の組織体制は例示であり、施設の規模、施設利用者及び職員数を考慮して、実態に合った組織とすること。また、地震・津波災害等の自然災害に関する既存の対策組織がある場合は、既存の対策組織に原子力災害に関する対応を加える等して共通化を図ること。

【避難計画作成例：医療機関及び社会福祉施設等（入院・入所施設）】

<別紙6>

原子力防災に関する行動チェックリスト（平常時）

【施設名】

区分	担当	チェック項目	結果
役割分担	委員長	平常時の職員の役割分担を定めている。 （第2章第5 原子力災害対策委員会の設置等）	
		委員会を開催し審議・検討している。 （第2章第6 委員会の開催等）	
		災害時の職員の役割分担を定めている。 （第3章第13 応急対策本部の設置）	
		職員が参集できず、事前に定めていた体制を確保できない場合の対応を定めている。 （第3章第13 応急対策本部の設置）	
避難計画	委員長	避難計画を作成している。また、必要に応じて見直しを行っている。 （第2章第6 委員会の開催等）	
避難先、避難手段、避難経路	委員長	避難先、避難手段及び避難経路に関する情報をまとめている。 （第2章第12 避難先、避難手段及び避難経路）	
屋内退避、避難	委員長	災害時の屋内退避、避難実施に係る職員の体制（役割、行動手順等）を定めている。 （第2章第12 避難先、避難手段及び避難経路）	
		避難の実施により、避難しなかった場合に比べて健康リスクが高まる者をあらかじめ把握している。 （第3章第19 避難準備）	
地域連携	委員長	行政機関や近隣他施設、地域住民等と連携を図っている。 （第1章第4 行政機関等との連携・協力）	

区分	担当	チェック項目	結果
情報収集・伝達体制	情報班	県・市町村・関係機関への緊急連絡先一覧を作成している。 （第2章第7 緊急連絡体制等の整理）	
		施設内の緊急連絡網を定めている。 （第2章第7 緊急連絡体制等の整理）	

【避難計画作成例：医療機関及び社会福祉施設等（入院・入所施設）】

		電話以外の連絡手段を確保している。 （第2章第7 緊急連絡体制等の整理）	
		災害情報の収集方法を把握している。 （第2章第7 緊急連絡体制等の整理）	
		停電時等における情報入手手段・連絡手段を把握している。 （第2章第7 緊急連絡体制等の整理）	
招集・参集方法	情報班	夜間、早朝、休日における招集・参集方法を決めている。 （第2章第7 緊急連絡体制等の整理）	
		職員ごとに参集手段や参集に要する時間を把握している。 （第2章第7 緊急連絡体制等の整理）	
施設利用者の情報管理	情報班	施設利用者の情報を整理している。 （第2章第8 施設利用者に関する情報の整理）	
		家族等への連絡方法・引継ぎ方法を確認している。 （第2章第8 施設利用者に関する情報の整理）	

区分	担当	チェック項目	結果
教育	教育班	市町村の協力を得て職員への防災教育を実施している。 （第2章第9 原子力防災教育）	
		行政機関等が実施する研修会等に職員を参加させている。 （第2章第9 原子力防災教育）	

区分	担当	チェック項目	結果
訓練	訓練班	市町村の協力を得て原子力防災訓練を企画・実施している。 （第2章第10 原子力防災訓練）	
		市町村が実施する原子力防災訓練に参加している。 （第2章第10 原子力防災訓練）	
		訓練に複合災害や夜間・休日における災害等の様々な想定を取り入れている。 （第2章第10 原子力防災訓練）	
		訓練実施後の検証を行い、必要に応じて避難計画の見直しを行っている。 （第2章第10 原子力防災訓練）	

【避難計画作成例：医療機関及び社会福祉施設等（入院・入所施設）】

区分	担当	チェック項目	結果
備蓄	備蓄・点検班	食糧・飲料水・医薬品・衛生用品・情報機器・移送用具・その他の備蓄品・非常時持出品リストを作成している。 (第2章第11 備蓄及び点検)	
		備蓄量は施設利用者及び職員分を含めて3日程度を目安としている。 (第2章第11 備蓄及び点検)	
		飲料水の備蓄量は1日1人3リットルを目安としている。 (第2章第11 備蓄及び点検)	
		備蓄品は1日に1人がどの程度使用するか把握して備蓄量を決めている。また、必要に応じて見直しを行っている。 (第2章第11 備蓄及び点検)	
		備蓄品の在庫や有効期限を確認し、更新を行っている。 (第2章第11 備蓄及び点検)	
		避難に必要な車いすやストレッチャーの数を把握している。 (第2章第11 備蓄及び点検)	
安全確認	備蓄・点検班	施設設備、危険物の点検をしている。 (第2章第11 備蓄及び点検)	
		施設内にどのような設備があるか把握している。 (第2章第11 備蓄及び点検)	
		施設の耐震性・耐火性・気密性を把握している。 (第2章第11 備蓄及び点検)	

【避難計画作成例：医療機関及び社会福祉施設等（入院・入所施設）】

<別紙 7 >

原子力防災に関する行動チェックリスト（災害発生時）

【施設名】

① 応急対策本部立ち上げ

区分	担当	チェック項目	結果
本部立ち上げ	本部長	応急対策本部を立ち上げる。	
	連絡調整班	夜間・休日等の場合は、施設内の緊急連絡網により職員を招集する。	

② 屋内退避

区分	担当	チェック項目	結果
屋内退避の実施	本部長	屋内退避指示を受け、職員に指示して、施設利用者を速やかに落ち着いて施設内（屋内）に退避させ、安全を確保し、被ばくを低減する措置を講じる。	
	安全確認班	屋内へ外気が入ってくるのを防ぐため、全てのドア・窓・カーテンを閉め、窓には目張りをする。	
	安全確認班	空調設備、換気装置を止める。（外気の流入を防止する。）	
	安全確認班	施設利用者を窓側から離し、施設の中央に退避させる。	
	応急物資班	食糧・飲料水・医薬品・衛生用品・情報機器・移送用具・その他の備蓄品を確認する。	
	応急物資班	食品にフタ、ラップをして、冷蔵庫で保管するとともに、飲料水を密閉できる容器に入れる。	
	避難誘導班	施設利用者に状況を説明し、落ち着かせ、不安を和らげるとともに、経過観察する。	
	救護班	外から入ってきた者は、顔や手をよく洗い、場合によってはシャワーを浴びる。	
	救護班	外で着ていた衣服や靴はビニール袋に入れ、しっかりと口を閉じる。	
情報収集	連絡調整班	テレビ・ラジオ、防災行政無線、広報車等の広報により、国・県・市町村の対応状況、施設がとるべき対応を継続的に収集する。	

【避難計画作成例：医療機関及び社会福祉施設等（入院・入所施設）】

	連絡調整班	収集した情報を応急対策本部長に伝達するとともに、職員全員で共有する。	
家族等への連絡	連絡調整班	事前に確認している連絡方法により、施設利用者の家族等に施設利用者及び施設の状況を伝える。	

③避難準備

区分	担当	チェック項目	結果
行政機関との連絡・調整	本部長、連絡調整班	市町村対策本部から避難準備に関する連絡を受け、市町村災害対策本部に施設の対応状況等を伝達し、今後の対応について確認する。	
	本部長	避難の実施により、避難しなかった場合に比べて健康リスクが高まる施設利用者を特定し、屋内退避について判断する。また、その中で長期間の屋内退避は困難な施設利用者を特定する。	
	本部長、連絡調整班	避難先の調整にあたって必要となる情報や屋内退避予定の健康リスクが高まる者の有無及び状態、長期間の屋内退避は困難な者の有無及び状態、避難に必要な車両等について、市町村対策本部に伝達する。	
	本部長、連絡調整班	施設利用者の避難や屋内退避に必要な資機材や人員を確認し、不足する分は市町村災害対策本部に応援を求める。	
準備	本部長	速やかに避難ができるよう、職員の担当業務内容を確認する。	
	連絡調整班	職員の招集が必要な場合には、施設内の緊急連絡網により職員を招集する。	
	安全確認班	万一の避難に備えて、避難時に支障となる障害物がないかどうか施設内外を点検し、障害物があった場合は除去する。	
	応急物資班	避難にあたって必要となる食糧・飲料水・医薬品・衛生用品・情報機器・移送用具・その他の備蓄品・非常時持出品を確認する。	
	避難誘導班	施設利用者に状況を説明し、落ち着かせ、不安を和らげるとともに避難の準備を始める。	
	救護班	避難誘導班と連携し、施設利用者の健康状態を把握する。	
情報収集	連絡調整班	テレビ・ラジオ、防災行政無線、広報車等の広報により、国・県・市町村の対応状況、施設がとるべき対応を収集する。	

【避難計画作成例：医療機関及び社会福祉施設等（入院・入所施設）】

	連絡調整班	収集した情報を応急対策本部長に伝達するとともに、職員全員で共有する。	
--	-------	------------------------------------	--

④避難

区分	担当	チェック項目	結果
行政機関との連絡・調整	本部長、連絡調整班	市町村災害対策本部から、避難先、避難手段及び避難経路について確認し、具体的な対応方法について十分調整を行う。	
避難の実施	本部長	市町村災害対策本部からの指示に基づき、各班を指揮して、速やかに落ち着いて避難を開始する。また、屋内退避させる者の対応のため必要な職員等を配置する。	
	連絡調整班	事前に確認している連絡方法により、施設利用者の家族等に避難に関する状況を伝える。	
	安全確認班	火気等の消火、電灯の消灯を確認し、窓等を閉めて施錠する。	
	応急物資班	携行品、非常持出品を確保し、避難車両に積み込んで搬送する。	
	避難誘導班	施設利用者に状況を説明し、落ち着かせてから、あらかじめ定めていた方法により避難車両へ誘導する。	
	避難誘導班、救護班	避難車両に同乗し、避難中の施設利用者への医療提供・ケアを行う。	
	連絡調整班	避難が完了したときは、市町村災害対策本部に報告する。	
避難先での活動	救護班	避難先と連携して、施設利用者の健康状態等を把握し、適切な医療提供・ケアがなされるよう努める。	
	本部長	避難の長期化が予想される場合等には、市町村災害対策本部や避難先の市町村災害対策本部、避難先の医療連携室、地域包括支援センター等と連携し、施設利用者の家族等と調整を図り、他の施設への入院・入所に切り替えることを検討する。	
	応急物資班	施設利用者の医療提供・ケアに必要な資機材と人員を確認し、不足する分は市町村災害対策本部に応援を求める。	
家族等への連絡	連絡調整班	事前に確認している連絡方法により、施設利用者の家族等に施設利用者及び施設の状況を伝える。	
	避難誘導班	家族等への引継ぎを行う場合は、事前に確認している方法により行う。	

【避難計画作成例：児童が通所する社会福祉施設等】

＜施設名＞における原子力災害時避難計画

第1章 総則

第1 目的

この計画は、青森県地域防災計画（原子力編）及び＜〇〇市・町・村＞地域防災計画（原子力編）に基づき、＜施設名＞（以下「施設」という。）における原子力災害対策について必要な事項を定め、東北電力株式会社東通原子力発電所の事故による原子力災害に際し、施設を利用する児童及び職員を安全かつ迅速に避難させる等の適切な防護措置を行うことを目的とする。

第2 適用範囲

この計画は、施設を利用する児童及び職員に適用する。

第3 施設管理者等の役割

- （1）施設管理者は、本計画に基づき、施設職員を指揮し、原子力災害対策を総合的に推進するために必要な措置を講ずるものとする。
- （2）施設職員は、施設管理者の指揮のもと、施設を利用する児童等の人命の確保のため、本計画に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

第4 行政機関等との連携・協力

原子力災害対策の実施については、行政機関、近隣他施設、地域住民及び施設を利用する児童の家族等と十分連携・協力して行うものとする。

（補足説明）

- ・原子力災害時に施設の孤立を防ぎ、安全かつ迅速な避難等を行うため、平時から行政機関や地域等との連携・協力体制を構築するよう努めること。

第2章 原子力災害事前対策

第5 原子力災害対策委員会の設置等

- （1）施設における原子力災害対策の総合的な推進を図るため、施設管理者を委員長とする原子力災害対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- （2）委員会の下に、委員長の指名する者を責任者とする情報班、教育班、訓練班、備蓄・点検班を「原子力災害対策委員会の組織体制（別紙1）」のとおりに設置する。なお、各班の責任者を委員会の委員とする。

（補足説明）

- ・原子力災害には組織として対処する必要があることから、施設内での体制

【避難計画作成例：児童が通所する社会福祉施設等】

- づくり及び職員間での情報共有を図るため、施設管理者と施設を利用する児童の状況を熟知した職員で構成する委員会を設置する等、施設内の全部門、全職種からの参加を得て、原子力災害対策を検討すること。
- ・委員会には、原子力災害対策上で必要と思われる、情報収集・伝達体制の整備、防災教育、避難訓練、物資等の備蓄等の活動ごとに班を組織して検討を重ねること。
 - ・本ガイドラインで示している委員会の組織体制は例示であり、施設の規模、施設を利用する児童及び職員数を考慮して、実態に合った組織とすること。
 - ・地震・津波等の自然災害に関する既存の検討組織がある場合は、既存の検討組織に原子力災害に関する事項を加える等して共通化を図り、災害に関して一体的に検討すること。

第6 委員会の開催等

- (1) 委員会は定期的を開催する。ただし、緊急に開催する必要がある場合には、その都度委員長が招集する。
- (2) 委員会は、次の事項について審議・検討する。
 - ①原子力災害時避難計画の作成、検証及び改定に関すること。
 - ②応急対策本部の編成及び活動に関すること。
 - ③原子力災害時緊急連絡網及び職員招集・参集に関すること。
 - ④避難先、避難経路及び避難手段に関すること。
 - ⑤防災教育及び避難訓練に関すること。
 - ⑥施設を利用する児童の情報に関すること。
 - ⑦食糧、飲料水、医薬品等の備蓄等の確保に関すること。
 - ⑧その他原子力災害対策について必要な事項に関すること。

(補足説明)

- ・委員会の開催時期及び回数は施設の実情に合わせて決めること。
- ・特に緊急時における情報伝達の手段・方法の確立、避難先・避難経路・避難手段の確認、防災教育、避難訓練に関しては、県及び所在市町村と連携・協力して取り組むこと。

第7 緊急連絡体制等の整理

- (1) 情報班は、＜〇〇市・町・村＞の協力を得て、原子力災害時における行政機関等との情報収集・伝達手段を確立し、あらかじめ伝達事項を確認するほか、施設内の緊急連絡網及び職員招集・参集方法を確立する。
- (2) 行政機関等の連絡先、施設内緊急連絡網及び職員招集・参集方法は、「緊急連絡先一覧（別紙2）」のとおりとする。

(補足説明)

- ・次に掲げる内容は必ず事前に決めておくこと。

【避難計画作成例：児童が通所する社会福祉施設等】

- ①原子力災害時における行政機関等との情報収集・伝達手段
 - ②施設内での情報伝達方法
 - ③時間帯に応じた確実な情報伝達方法及び代替手段
 - ④法人本部等の関係機関や施設を利用する児童の家族等への連絡方法
- ・大規模自然災害等による情報伝達手段（電話・FAX等）の機能喪失を想定して、複数の伝達手段の確保に努めること。
 - ・夜間、早朝、休日における非番職員の招集・参集方法は、役職、居住地、交通手段等を考慮して決定すること。
 - ・その際、職員ごとに、参集手段（徒歩・通常の通勤手段など）によって、どの程度の時間で参集できるか確認しておくこと。
 - ・不測の事態により指定していた参集可能職員が参集できない場合または参集が遅れる場合に備えて、あらかじめその代替人員と代理順位（居住地が近い順、先に到着した順など）を定めておくこと。

第8 施設を利用する児童に関する情報の整理

情報班は、平時から施設を利用する児童の基本情報、緊急時における家族等への連絡方法、引き渡し方法及び引き渡し場所を確認し、その情報に関する記録を作成するものとする。

（補足説明）

- ・災害発生時は、基本的に家族等へ児童を引き渡すことになるため、家族等への連絡方法、引き渡し方法及び引き渡し場所を平時から確認しておくこと。
- ・地震・津波等により施設から避難をした場合、引き渡し場所は避難先が想定されるが、避難先までの経路に危険箇所が存在するなど、児童や家族等の安全が確保できない場合には無理に引き渡しを行わないこと。
- ・家族等へ引き渡しできなかった児童の避難先や搬送手段の選定、避難先での受入等を円滑に行うためには、施設を利用する児童の情報が必要となるので、平時から情報を整理しておくこと。
- ・情報の整理にあたっては、通常利用している記録等を活用する等、施設の実情に応じて対応するとともに、災害時にいつでも持ち出せるよう準備しておくこと。
- ・施設を利用する児童の情報として整理しておくものとしては、氏名、性別、生年月日、血液型、服用薬、本人の状態・特性（持病、障害の程度等）、避難にあたっての留意点、家族等の状況・連絡先・引き渡し方法が考えられる。

第9 原子力防災教育

- （1）教育班は、＜〇〇市・町・村＞の協力を得て、原子力災害時において適切な行動がとれるようにするため、原子力災害についての職員の理解と関

【避難計画作成例：児童が通所する社会福祉施設等】

心を高める原子力防災教育を行う。

(2) 原子力防災教育は、次の事項について行うものとする。

- ①原子力災害に関する基礎的知識
- ②避難計画の周知徹底
- ③原子力災害時に職員が具体的にとるべき行動に関する知識
- ④避難先、避難経路、避難手段その他避難対策に関する知識
- ⑤非常持出品の準備等防災対策に関する知識
- ⑥避難生活に関する知識
- ⑦その他原子力防災対策について必要な知識

(補足説明)

- ・原子力災害には組織として対処する必要があることから、毎年度勉強会を開催する等、職員全員が知識を身につけられるよう工夫すること。
- ・原子力災害時に迅速に対応するため、施設内での役割分担や行動手順等は特に重点を置いて行うこと。
- ・防災教育の実施に際しては、必要に応じて、施設を利用する児童やその家族等の参加も検討すること。

第10 原子力防災訓練

- (1) 訓練班は、＜〇〇市・町・村＞の協力を得て、原子力災害時における避難等の防護措置の円滑な遂行を図るため、原子力防災訓練を企画するものとする。
- (2) 原子力防災訓練は定期的に行われ、施設を利用する児童及び職員が参加して、情報の伝達、屋内退避、避難誘導等を連携して行うものとする。
- (3) 原子力防災訓練実施後は、委員会において、その実施効果等の検証を行うものとする。

(補足説明)

- ・防災訓練の実施にあたっては、市町村の協力を得ながら施設の実態に応じたものとなるよう企画し、必要に応じて地域の消防機関や自主防災組織等の協力も得ること。また、市町村が実施する原子力防災訓練に参加することも検討すること。
- ・訓練は机上訓練や実動訓練を組み合わせる等して施設職員の習熟に努め、「実際の避難時に混乱すると思われる点を重点的に確認する」など目的を明確にして行うこと。
- ・訓練実施後は必ず検証を行い、課題等がある場合は、それを基に避難計画の見直し等を行うこと。

第11 備蓄及び点検

- (1) 備蓄・点検班は、食糧・飲料水・医薬品等の備蓄、非常用自家発電機等の整備を行うとともに、これらの点検を定期的に行うものとする。

【避難計画作成例：児童が通所する社会福祉施設等】

- (2) 備蓄・点検班は、施設での避難活動等の支障とならないよう、施設の安全確認、危険物等の安全点検及び消防用設備の作動確認等を定期的に行うものとする。
- (3) 備蓄物資の種類及び数量は、備蓄品・非常時持出品リスト（別紙3）のとおりとする。

（補足説明）

- ・施設を利用する児童は基本的に家族等の保護者へ引き渡すものであるが、災害の状況によっては保護者が引き取りに来られない場合も考えられることから、一定期間児童を預かることも考慮する必要がある。
- ・屋内退避や避難の長期化に備え、施設を利用する児童及び職員が最低限度の生活を維持できるよう3日分程度の食糧、飲料水、医薬品等の備蓄に努めること。（飲料水については、大人1日1人3リットルを基準とする。）
- ・施設を利用する児童に対応した生活物資をリストアップするとともに、備蓄した食糧や医薬品は有効期限切れにならないよう、定期的に在庫チェックし、常に必要量を確保するよう努めること。
- ・日頃から防災設備や非常用発電設備等施設設備の点検を行い、異常がある場合や不備欠陥設備等については速やかに改善すること。
- ・施設の耐震性・耐火性を確保するとともに、放射線からの影響を低減させるために窓等の気密性を向上させるよう努めること。
- ・避難生活を余儀なくされ、長期間、施設に戻れなくなる場合に備えて、常時、暖房器具類の管理はもとより、危険物の保管状況についても、十分に点検・確認を行い、異常がある場合や不備欠陥設備等については速やかに改善すること。

第12 避難先、避難手段及び避難経路

- (1) 原子力災害時において施設を利用する児童及び職員を避難させる場合に備え、県及び<〇〇市・町・村>と連携し、避難先、避難手段及び避難経路について「避難に関する基本情報（別紙4）」としてとりまとめる。
- (2) 委員長は、別紙4の内容について防災教育や防災訓練の場を利用する等して、施設を利用する児童等の家族等及び職員に周知するものとする。

（補足説明）

- ・避難先は市町村と調整を図ること。
- ・避難経路は所在する市町村の「避難計画（原子力編）」で定める避難経路とし、市町村と調整を図ること。
- ・避難手段は施設が保有している車両を活用しつつ、県及び市町村が連携して必要なバス等を関係機関と調整して確保する。
- ・陸路による避難が困難な場合等には、海路等を使った避難が行われるので、市町村等の指示に従うこと。
- ・施設を利用する児童の避難等を安全かつ迅速に実施するためには、県及び

【避難計画作成例：児童が通所する社会福祉施設等】

- 市町村との連携・協力が重要であり、また、施設内の体制（避難誘導者の人数・職種、方法等）をあらかじめ定めておくことが重要である。
- ・避難前に家族等へ引き渡しできなかった児童について、避難後に児童の家族等へ引き渡しする場合の連絡・引き渡し方法について、家族等とあらかじめ確認しておくこと。

第3章 緊急事態応急対策

第13 応急対策本部の設置

- (1) 施設管理者は、＜〇〇市・町・村＞等から、東北電力株式会社東通原子力発電所で異常事象が発生又はそのおそれがあるという情報（以下「原子力発電所での異常事象発生等の情報」という。）を入手した場合には、施設内に施設管理者を本部長とする応急対策本部を設置する。
- (2) 応急対策本部は、「応急対策本部の組織体制（別紙5）」のとおり本部長、副本部長、連絡調整班、安全確認班、応急物資班、避難誘導班、救護班で編成し、各班の班長を定める。

（補足説明）

- ・原子力災害発生時に避難等を安全かつ迅速に行うため、施設の規模等に応じて、役割分担及び指揮系統を明確にした組織を編成すること。
- ・応急対策本部を構成する人員は、第2章第5で定める委員会の組織体制と関連付けて分担を決めること。
- ・地震・津波等の自然災害に関する既存の対策組織がある場合は、既存の対策組織に原子力災害に関する対応を加える等して共通化を図ること。
- ・少人数体制の時の初動対応や、地震等との複合災害時の対応についても検討し、実効的な職員の動員計画を定めること。
- ・また、施設職員だけでは十分な対応ができないと判断される場合には、どの程度応援を要請する必要があるのかをあらかじめ検討すること。

第14 本部長及び副本部長の職務

- (1) 本部長は、原子力災害応急対策の実施全般についての一切の指揮を行うものとする。
- (2) 副本部長は、本部長を補佐し、避難状況を取りまとめ、本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を行う。

（補足説明）

- ・施設規模に応じて各班長にも代理者を置くことが望ましい。

【避難計画作成例：児童が通所する社会福祉施設等】

第15 情報の伝達及び支援要請

- (1) 原子力発電所での異常事象発生等の情報を収集した者は、速やかに連絡調整班に報告しなければならない。
- (2) 連絡調整班は、原子力発電所での異常事象発生等の情報を収集した場合は、直ちに本部長に報告するとともに、「緊急連絡先一覧（別紙2）」により「〇〇市・町・村」災害対策本部等と連絡を取り、正確な情報の収集と施設が行うべき防護措置について確認する。また、防護措置を実施するに当たって必要な支援がある場合には要請を行う。
- (3) 連絡調整班は、本部長の指示のもとに、「緊急連絡先一覧（別紙2）」により、非番職員に本部長の指示等を連絡する。

（補足説明）

- ・原子力災害発生後の初動対応とその後の避難活動を安全かつ迅速に行うために、関係者間の連携不足による情報の受伝達に混乱が生じないようにすること。
- ・地元自治体の発表情報やテレビ、ラジオなどの災害情報など、最新の情報を把握すること。
- ・原子力災害に関する正確な情報の収集等を行うため、速やかに市町村災害対策本部の担当窓口と連絡し、今後の情報伝達手段や方法を確認するなど緊急時連絡体制を確立すること。
- ・市町村災害対策本部とは可能な限り継続的に連絡を取り合い、施設の対応状況や支援要請を伝達すること。
- ・少人数体制での勤務中に原子力事故等が発生した場合の、非番職員の招集や自発的参集についてあらかじめ定めておくこと。

第16 施設の安全確認

安全確認班は、原子力発電所での異常事象発生等の情報があった場合は、施設及び危険物の安全確認、消防用設備の配備を行うとともに、屋内退避及び避難に備えた措置を講じる。

第17 応急物資の確保

応急物資班は、原子力発電所での異常事象発生等の情報があった場合は、「備蓄品・非常時持出品リスト（別紙3）」にまとめた食糧、飲料水、医薬品等、原子力防災資機材及び非常用自家発電機等を確保する。

（補足説明）

- ・屋内退避や避難の長期化に備え、あらかじめ作成した備蓄品・非常持出品リスト（別紙3）を基に、施設を利用する児童の状況に応じた物資を必要量確保すること。また、万が一不足する場合は市町村災害対策本部に支援を要請すること。

【避難計画作成例：児童が通所する社会福祉施設等】

第18 施設を利用する児童の家族等への引き渡し

- (1) 原子力発電所での異常事象発生等の情報があった場合は、本部長は、施設を利用する児童の安全確認を行うとともに、連絡調整班に指示して、施設を利用する児童の家族等へ連絡し、引き渡しを行うものとする。
- (2) 家族等への引き渡しを行えなかった児童については、引き渡しが可能となるまでの間、施設で保護するものとする。

(補足説明)

- ・地震・津波等により施設から避難をした場合等、平時から確認していた方法及び場所で引き渡しができない場合は、代替の方法を検討する。ただし、児童や家族等の安全が確保できない場合には無理に引き渡しを行わないこと。

第19 屋内退避

- (1) 本部長は、＜〇〇市・町・村＞災害対策本部から屋内退避指示があった場合は、その指示に基づいて、各班を指揮し、適切な屋内退避措置を講じる。
- (2) 各班は、あらかじめ定めた「行動チェックリスト（別紙7）」を基に活動するものとする。
- (3) 本部長は、資機材の調達や支援者の派遣などの支援が必要な場合には、＜〇〇市・町・村＞災害対策本部に対し支援要請を行うものとする。

(補足説明)

- ・屋内退避の指示は、防災行政無線や広報車等による周知が基本となる。
- ・屋内退避時には、すぐに施設内（屋内）に入って外に出ないようにし、ドアや窓を全部閉め、換気扇などを止めて、目張りするほか、窓から離れて施設の中央に退避するなど放射性物質の吸入抑制や放射線を遮へいするよう、できる限りの措置を取って被ばくの低減を図ること。
- ・外から帰ってきた者は顔や手を洗い、食品にはフタやラップをするようにすること。
- ・津波等により既に施設から避難を実施している場合で、避難先にも屋内退避指示が出ている場合には、避難先の責任者の指示に従うこと。

第20 避難準備

- (1) 避難誘導班は、原子力発電所での異常事象発生等の情報があった場合は、本部長の指示に従い、施設を利用する児童の安全確認を行うとともに、不必要な不安及び動揺を与えないようにするものとする。
- (2) 本部長は、＜〇〇市・町・村＞災害対策本部から避難準備に関する情報を収集した場合は、避難誘導班を指示し、施設を利用する児童の避難準備をさせるものとする。
- (3) 本部長は、＜〇〇市・町・村＞災害対策本部に対し、施設を利用する児

【避難計画作成例：児童が通所する社会福祉施設等】

童等の人数、避難に必要な車両、資機材の調達、支援者の派遣など避難に関する情報伝達と支援要請を行うものとする。

- (4) 施設を利用する児童の家族等への引き渡しは、あらかじめ定めていた方法により行うものとする。

(補足説明)

- ・施設を利用する児童の状態を十分に把握した上で避難準備に取り掛かること。
- ・施設を利用する児童には動揺や不安の軽減に努め、安全な避難行動が取れるよう誘導すること。
- ・施設を利用する児童の被ばく低減等のため、市町村災害対策本部から避難準備について連絡が行われる前であっても、可能な範囲で避難準備を行うよう努めること。

第2-1 避難

- (1) 本部長は、<〇〇市・町・村>災害対策本部から避難指示があった場合は、避難の実施について<〇〇市・町・村>災害対策本部と十分調整を行ったうえで、各班を指揮し、施設を利用する児童及び職員を避難させるものとする。
- (2) 各班は、あらかじめ定めた「行動チェックリスト（別紙7）」を基に活動するものとする。
- (3) 連絡調整班は、施設を利用する児童の家族等に避難先、出発予定時刻、到着予定時刻等を連絡する。なお、避難を行うために暇がない時や連絡がとれない時には、避難完了後に連絡する。
- (4) 避難誘導班又は救護班は、避難車両に同乗して避難中の施設を利用する児童へのケアを行うものとする。
- (5) 応急物資班は、必要に応じて避難先で使用する物資、資機材等を搬送するものとする。
- (6) 避難開始した場合、施設を利用する児童を避難先まで避難させた場合などの施設の対応状況は、その都度、<〇〇市・町・村>災害対策本部に対して連絡すること。

(補足説明)

- ・市町村災害対策本部等と避難先、避難経路及び避難手段等について十分に調整を行ったうえで、施設を利用する児童を安全に避難誘導すること。
- ・避難の実施に当たっては、その時の状況に応じた判断を行い、被ばくを回避する措置を講じること。
- ・災害用伝言ダイヤルサービスなど、事前に定めている原子力災害時の連絡方法により、家族等に施設を利用する児童の状況を伝達すること。

【避難計画作成例：児童が通所する社会福祉施設等】

第4章 避難中の対策

第22 避難先における施設を利用する児童の家族等への連絡、ケア等

- (1) 本部長は避難先と連携して、施設を利用する児童の健康状態等を把握し、適切なケアがなされるよう努めるものとする。
- (2) 本部長は、避難先到着後できる限り速やかに、施設を利用する児童を家族等に連絡し、児童を引き渡しするよう努めるものとする。

(補足説明)

- ・慣れない環境での生活によるストレス等が心身の状態に影響を与えることが懸念されるので、施設を利用する児童の健康状態を確認するなど体調管理を行うとともに、不安感を軽減するよう努めること。
- ・家族等への引き渡しを行う場合は、あらかじめ確認していた方法により実施し、家族等が勝手に連れ帰ることがないように、職員立会のもと、施設を利用する児童や引受者の氏名、引継時刻を記録し、＜〇〇市・町・村＞災害対策本部に対して、速やかにその旨を連絡すること。

第23 物資及び人員の確保

応急物資班は、避難先と連携して、施設を利用する児童のケアに必要な物資や人員の不足状況を随時把握し、＜〇〇市・町・村＞災害対策本部や避難先の市町村災害対策本部に対し、必要な支援を要請する。

【様式等一覧】

- 別紙1 原子力災害対策委員会の組織体制
- 別紙2 緊急連絡先一覧
- 別紙3 備蓄品・非常時持出品リスト
- 別紙4 避難に関する基本情報
- 別紙5 応急対策本部の組織体制
- 別紙6 行動チェックリスト（平常時）
- 別紙7 行動チェックリスト（災害発生時）

【避難計画作成例：児童が通所する社会福祉施設等】

<別紙 1 >

原子力災害対策委員会の組織体制

【施設名】

組織名	役職名	職・氏名	担当業務
	委員長	施設長 ○○○○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原子力災害対策の総合的な推進 ・ 原子力災害対策委員会の招集
情報班	班長	○○○○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時の情報伝達手段・方法の確立 ・ 伝達事項の確認 ・ 原子力災害時緊急連絡網および職員招集・参集方法の確立（緊急連絡先一覧の作成） ・ 児童の情報の整理
	班員	○○○○ ○○○○ ○○○○	
教育班	班長	○○○○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員に対する原子力防災教育の実施
	班員	○○○○ ○○○○	
訓練班	班長	○○○○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原子力防災訓練の企画・実施 ・ 訓練の実施効果等の検証
	班員	○○○○ ○○○○ ○○○○	
備蓄・点検班	班長	○○○○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食糧・飲料水・医薬品等の備蓄・点検 ・ 非常用自家発電機等の整備・点検 ・ 備蓄品・非常持出品リストの作成 ・ 施設の安全確認、危険物等の安全点検、消防用設備の作動確認等
	班員	○○○○ ○○○○ ○○○○	

※この委員会の組織体制は例示であり、施設の規模、施設利用者及び職員数を考慮して、実態に合った組織とすること。また、地震・津波災害等の自然災害に関する既存の検討組織がある場合は、既存の検討組織に原子力災害に関する事項を加える等して共通化を図り、災害に関して一体的に検討すること。

【避難計画作成例：児童が通所する社会福祉施設等】

<別紙 2 >

緊急連絡先一覧

【施設名】

《行政機関等の連絡先》

区分	組織名称	電話番号	FAX番号	Eメール
	役割			
市町村担当課	〇〇〇〇課			
	原子力災害に関する連絡窓口			
県担当課	〇〇〇〇課			
	原子力災害に関する連絡窓口（市町村と連絡がとれない場合）			
消防署	〇〇〇消防署			
	施設内で傷病者が発生した場合の連絡先			
電力会社	〇〇〇〇課			
	原子力災害に関する連絡窓口			

《施設内緊急連絡網及び職員招集・参集方法》

①連絡調整班員

職・氏名	連絡先1（携帯電話等）	連絡先2（電子メール等）	招集・参集方法

②施設職員

連絡調整班からの連絡順位	職・氏名	連絡先1（携帯電話等）	連絡先2（電子メール等）	招集・参集方法
1				
2				
3				
4				

※この様式は参考であり、既存の緊急連絡網等を活用するなどして施設の実態に合ったものとする。

<別紙3>

備蓄品・非常時持出品リスト

【施設名】

分類	品名	数量	保管場所	使用期限	持出品
食糧・飲料					
医薬品					
衛生用品					
情報機器					
移送用具					
その他					

※この様式は参考であり、既存の備蓄品等リストを活用するなどして施設の実態に合った
のとする。

【避難計画作成例：児童が通所する社会福祉施設等】

<別紙5>

応急対策本部の組織体制

【施設名】

組織名	役職名	職・氏名	担当業務
	本部長	施設長 ○○○○	・総括責任（原子力災害応急対策の実施全般についての指揮）
	副本部長	○○○○	・本部長の補佐 ・避難状況の取りまとめ ・本部長に事故があった場合の代理
連絡調整班	班長	○○○○	・災害情報の収集 ・行政機関等との連絡調整、支援要請 ・職員への連絡 ・児童の家族等への連絡
	班員	○○○○ ○○○○	
安全確認班	班長	○○○○	・施設、設備の被害状況の確認、安全確認 ・ドア、窓を閉め、換気扇を止める ・火の元の確認
	班員	○○○○ ○○○○	
応急物資班	班長	○○○○	・備蓄食糧、資機材の点検 ・持出品の確認 ・避難場所における必要物資、職員等の不足状況の把握
	班員	○○○○ ○○○○	
避難誘導班	班長	○○○○	・児童への状況説明 ・児童の安全確認、状況把握 ・児童の避難準備、避難誘導 ・児童の家族等への引渡し
	班員	○○○○ ○○○○ ○○○○	
救護班	班長	○○○○	・避難場所における児童の健康状態の把握 ・避難先との連携 ・児童の健康状態の把握
	班員	○○○○ ○○○○ ○○○○	

※この対策本部の組織体制は例示であり、施設の規模、施設利用者及び職員数を考慮して、実態に合った組織とすること。また、地震・津波災害等の自然災害に関する既存の対策組織がある場合は、既存の対策組織に原子力災害に関する対応を加える等して共通化を図ること。

【避難計画作成例：児童が通所する社会福祉施設等】

<別紙6>

原子力防災に関する行動チェックリスト（平常時）

【施設名】

区分	担当	チェック項目	結果
役割分担	委員長	平常時の職員の役割分担を定めている。 (第2章第5 原子力災害対策委員会の設置等)	
		委員会を開催し審議・検討している。 (第2章第6 委員会の開催等)	
		災害時の職員の役割分担を定めている。 (第3章第13 応急対策本部の設置)	
		職員が参集できず、事前に定めていた体制を確保できない場合の対応を定めている。 (第3章第13 応急対策本部の設置)	
避難計画	委員長	避難計画を作成している。また、必要に応じて見直しを行っている。 (第2章第6 委員会の開催等)	
避難先、避難手段、避難経路	委員長	避難先、避難手段及び避難経路に関する情報をまとめている。 (第2章第12 避難先、避難手段及び避難経路)	
屋内退避、避難	委員長	災害時の屋内退避、避難実施に係る職員の体制（役割、行動手順等）を定めている。 (第2章第12 避難先、避難手段及び避難経路)	
地域連携	委員長	行政機関や近隣他施設、地域住民等と連携を図っている。 (第1章第4 行政機関等との連携・協力)	

区分	担当	チェック項目	結果
情報収集・伝達体制	情報班	県・市町村・関係機関への緊急連絡先一覧を作成している。 (第2章第7 緊急連絡体制等の整理)	
		施設内の緊急連絡網を定めている。 (第2章第7 緊急連絡体制等の整理)	
		電話以外の連絡手段を確保している。 (第2章第7 緊急連絡体制等の整理)	

【避難計画作成例：児童が通所する社会福祉施設等】

		災害情報の収集方法を把握している。 (第2章第7 緊急連絡体制等の整理)	
		停電時等における情報入手手段・連絡手段を把握している。 (第2章第7 緊急連絡体制等の整理)	
招集・参集方法	情報班	夜間、早朝、休日における招集・参集方法を決めている。 (第2章第7 緊急連絡体制等の整理)	
		職員ごとに参集手段や参集に要する時間を把握している。 (第2章第7 緊急連絡体制等の整理)	
施設を利用する児童の情報管理	情報班	児童の情報を整理している。 (第2章第8施設を利用する児童に関する情報の整理)	
		家族等への連絡方法・引継ぎ方法を確認している。 (第2章第8施設を利用する児童に関する情報の整理)	

区分	担当	チェック項目	結果
教育	教育班	市町村の協力を得て職員への防災教育を実施している。 (第2章第9 原子力防災教育)	
		行政機関等が実施する研修会等に職員を参加させている。 (第2章第9 原子力防災教育)	

区分	担当	チェック項目	結果
訓練	訓練班	市町村の協力を得て原子力防災訓練を企画・実施している。 (第2章第10 原子力防災訓練)	
		市町村が実施する原子力防災訓練に参加している。 (第2章第10 原子力防災訓練)	
		訓練に複合災害や夜間・休日における災害等の様々な想定を取り入れている。 (第2章第10 原子力防災訓練)	
		訓練実施後の検証を行い、必要に応じて避難計画の見直しを行っている。 (第2章第10 原子力防災訓練)	

【避難計画作成例：児童が通所する社会福祉施設等】

区分	担当	チェック項目	結果
備蓄	備蓄・点検班	食糧・飲料水・医薬品・その他の備蓄品・非常時持出品リストを作成している。 (第2章第11 備蓄及び点検)	
		備蓄量は児童及び職員分を含めて3日程度を目安としている。 (第2章第11 備蓄及び点検)	
		飲料水の備蓄量は1日1人3リットルを目安としている。 (第2章第11 備蓄及び点検)	
		備蓄品は1日に1人がどの程度使用するか把握して備蓄量を決めている。また、必要に応じて見直しを行っている。 (第2章第11 備蓄及び点検)	
		備蓄品の在庫や有効期限を確認し、更新を行っている。 (第2章第11 備蓄及び点検)	
安全確認	備蓄・点検班	施設設備、危険物の点検をしている。 (第2章第11 備蓄及び点検)	
		施設内にどのような設備があるか把握している。 (第2章第11 備蓄及び点検)	
		施設の耐震性・耐火性・気密性を把握している。 (第2章第11 備蓄及び点検)	

【避難計画作成例：児童が通所する社会福祉施設等】

<別紙 7 >

原子力防災に関する行動チェックリスト(災害発生時)

【施設名】

① 応急対策本部立ち上げ

区分	担当	チェック項目	結果
本部立ち上げ	本部長	応急対策本部を立ち上げる。	
	連絡調整班	夜間・休日等の場合は、施設内の緊急連絡網により職員を招集する。	

② 施設を利用する児童の家族等への引き渡し

区分	担当	チェック項目	結果
家族等への連絡	連絡調整班	事前に確認している連絡方法により、児童の家族等に児童及び施設の状況を伝える。	
	避難誘導班	家族等への引継ぎを行う場合は、事前に確認している方法により行う。	

③ 屋内退避

区分	担当	チェック項目	結果
屋内退避の実施	本部長	屋内退避指示を受け、職員に指示して、児童を速やかに落ち着いて施設内(屋内)に退避させ、安全を確保し、被ばくを低減する措置を講じる。	
	安全確認班	屋内へ外気が入ってくるのを防ぐため、全てのドア・窓・カーテンを閉め、窓には目張りをする。	
	安全確認班	空調設備、換気装置を止める。(外気の流入を防止する。)	
	安全確認班	児童を窓側から離し、施設の中央に退避させる。	
	応急物資班	食糧・飲料水・医薬品・その他の備蓄品を確認する。	
	応急物資班	食品にフタ、ラップをして、冷蔵庫で保管するとともに、飲料水を密閉できる容器に入れる。	
	避難誘導班	児童に状況を説明し、落ち着かせ、不安を和らげるとともに、経過観察する。	

【避難計画作成例：児童が通所する社会福祉施設等】

	救護班	外から入ってきた者は、顔や手をよく洗い、場合によってはシャワーを浴びる。	
	救護班	外で着ていた衣服や靴はビニール袋に入れ、しっかりと口を閉じる。	
情報収集	連絡調整班	テレビ・ラジオ、防災行政無線、広報車等の広報により、国・県・市町村の対応状況、施設がとるべき対応を継続的に収集する。	
	連絡調整班	収集した情報を応急対策本部長に伝達するとともに、職員全員で共有する。	
家族等への連絡	連絡調整班	事前に確認している連絡方法により、児童の家族等に児童及び施設の状況を伝える。	

④避難準備

区分	担当	チェック項目	結果
行政機関との連絡・調整	本部長、連絡調整班	市町村対策本部から避難準備に関する連絡を受け、市町村災害対策本部に施設の対応状況等を伝達し、今後の対応について確認する。	
	本部長、連絡調整班	施設を利用する児童等の人数、避難に必要な車両等について、市町村対策本部に伝達する。	
	本部長、連絡調整班	児童の避難や屋内退避に必要な資機材や人員を確認し、不足する分は市町村災害対策本部に応援を求める。	
準備	本部長	速やかに避難ができるよう、職員の担当業務内容を確認する。	
	連絡調整班	職員の招集が必要な場合には、施設内の緊急連絡網により職員を招集する。	
	安全確認班	万一の避難に備えて、避難時に支障となる障害物がないかどうか施設内外を点検し、障害物があった場合は除去する。	
	応急物資班	避難にあたって必要となる食糧・飲料水・医薬品・その他の備蓄品・非常時持出品を確認する。	
	避難誘導班	児童に状況を説明し、落ち着かせ、不安を和らげるとともに避難の準備を始める。	
	救護班	避難誘導班と連携し、児童の健康状態を把握する。	
情報収集	連絡調整班	テレビ・ラジオ、防災行政無線、広報車等の広報により、国・県・市町村の対応状況、施設がとるべき対応を収集	

【避難計画作成例：児童が通所する社会福祉施設等】

		する。	
	連絡調整班	収集した情報を応急対策本部長に伝達するとともに、職員全員で共有する。	

⑤避難

区分	担当	チェック項目	結果
行政機関との連絡・調整	本部長、連絡調整班	市町村災害対策本部から、避難先、避難手段及び避難経路について確認し、具体的な対応方法について十分調整を行う。	
避難の実施	本部長	市町村災害対策本部からの指示に基づき、各班を指揮して、速やかに落ち着いて避難を開始する。	
	連絡調整班	事前に確認している連絡方法により、児童の家族等に避難に関する状況を伝える。	
	安全確認班	火気等の消火、電灯の消灯を確認し、窓等を閉めて施錠する。	
	応急物資班	携行品、非常持出品を確保し、避難車両に積み込んで搬送する。	
	避難誘導班	児童に状況を説明し、落ち着かせてから、あらかじめ定めていた方法により避難車両へ誘導する。	
	避難誘導班、救護班	避難車両に同乗し、避難中の児童のケアを行う。	
	連絡調整班	避難が完了したときは、市町村災害対策本部に報告する。	
避難先での活動	救護班	避難先と連携して、児童の健康状態等を把握し、適切なケアがなされるよう努める。	
家族等への連絡	連絡調整班	事前に確認している連絡方法により、児童の家族等に児童及び施設の状況を伝える。	
	避難誘導班	家族等への引継ぎを行う場合は、事前に確認している方法により行う。	

(参考資料)

原子力災害対策指針、青森県地域防災計画（原子力編）の内容

1 国の原子力災害対策指針等の内容（抜粋）

- (1) 原子力災害対策指針（平成25年9月5日全部改正・原子力規制委員会）
原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力事業者や地方公共団体等が原子力災害対策を円滑に実施するために定めたもの。

第3 緊急事態応対策

(5) 防護措置

① 避難及び一時移転

避難及び一時移転は、いずれも住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合に採るべき防護措置であり、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図るものである。

(中略)

上記の避難及び一時移転の実施に当たっては、原子力規制委員会が、施設の状況や緊急時モニタリング結果を踏まえ、気象予測や大気中拡散予測の結果等を参考にしつつ実施の判断を行った上で、国の原子力災害対策本部が、輸送手段、経路、避難所の確保等の要素を考慮した避難等の指示を、地方公共団体を通じて住民等に混乱がないよう適切かつ明確に伝えなければならない。このためには、各種の輸送手段、経路等を考慮した避難計画の立案が必要である。

また、避難等には肉体的・精神的影響が生じることから、一般の住民等のもとより、自力避難が困難な災害時要援護者等に対して、早い段階からの対処や必要な支援の手当てなどについて、配慮しなければならない。また、避難場所の再移転が不可欠な場合も想定し、可能な限り少ない移転となるよう、避難場所の事前調整が必要である。さらに、避難が遅れた住民等や病院、介護施設等に在所している等により早期の避難が困難である住民等が一時的に退避できる施設となるよう、病院、介護施設、学校、公民館等の避難所として活用可能な施設等に、気密性の向上等の放射線防護対策を講じておくことも必要である。

② 屋内退避

屋内退避は、住民等が比較的容易に採ることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮へいすることにより被ばくの低減を図る防護措置である。屋内退避は、避難の指示等が国等から行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難又は一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合、国及び地方公共団体の指示により行うものである。特に、病院や介護施設においては避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

(中略)

上記の屋内退避の実施に当たっては、ブルームが長時間又は断続的に到来することが想定される場合には、その期間が長期にわたる可能性があり、屋内退避場所への屋外大気の流れにより被ばく低減効果が失われ、また、日常生活の維持にも困難を伴うこと等から、避難への切替えを行うことになる。特に、住民等が避難すべき区域においてやむを得ず屋内退避をしている場合には、医療品等も含めた支援物資の提供や取り残された人々の放射線防護について留意するとともに、必要な情報を絶えず提供しなければならない。

なお、地域防災計画（原子力災害対策編）の作成に当たっては、気密性等の条件を満たす建屋の準備、避難に切り替わった際の避難先及び経路の確保等について検討し、平時において住民等へ情報提供しておく必要がある。

（２）共通課題についての対応方針（平成25年10月9日・原子力防災会議連絡会議コアメンバー会議）

原子力発電所立地地域に共通して対応すべき事項について、関係省庁の検討結果を取りまとめ、関係都道府県に提示したものを。

2. 避難行動要支援者の避難支援

（１）基本的な考え方

③ 原子力災害時に避難行動要支援者を避難させる場合の考え方

避難行動要支援者の避難は、あらかじめ体制等を整備し、発災時に迅速かつ円滑な避難支援を行うというのが基本である。

その上で、原子力災害時には、避難の実施によりかえって避難しなかった場合に比べ避難行動要支援者の健康リスクが高まるといえないよう、避難に要する資機材や医療・看護体制、及び安全な搬送手段が確保された場合に避難を開始する。

（２）原子力災害に特有な事項として検討すべき事項

① 医療機関・社会福祉施設等による避難準備

重点区域内にある、病院等の医療機関や社会福祉施設等（以下、「入所施設」という。）は、入院患者・入所者の避難に関する計画をあらかじめ作成する。

この計画においては、入院患者・入所者の受入れに足る十分な避難先施設をあらかじめ決めておくとともに、避難により健康リスクが高まらなると施設長又は施設管理責任者が判断する入院患者・入所者を、原則として重点区域外の同等の施設に避難させる体制を整備することが望ましい。

② 自治体による補完体制の整備（調整委員会の設置）

道府県及び市町村の保健福祉部等は、行政区域内にある入所施設の避難の計画をあらかじめ把握するとともに、原子力災害時に各入所施設の避難が計画通り実施出来ない場合に備えて、緊急時に搬送先や搬送手段の調整を行う調整委員会の設置等の体制を、あらかじめ整備する。

この調整委員会は、緊急時に入院患者・入所者の受入れ先や移動手手段の調整を行うとともに、平常時においても、各入所施設がそれぞれの避難先を確保するための調整機能を担うことが期待される。

③ 国による支援

福島事故においては、国は、入院患者・入所者の広域避難に当たって、関係団体と連携しつつ、避難先施設の特定、受入可能人数の把握、応援職員の派遣可能人数等を集約し、被災地域の自治体に情報提供を行ったほか、広域医療搬送を行った。また、被災地域の医療体制を確保するため、病院において定員以上に入院させること、病室以外の場所に入院させること、病床の種別に関わらず入院させること等の医療法の取扱いについて各自治体に通知した。

これらの事例を踏まえ、国は、被災地の状況や応急対策の実施状況を把握しつつ、適時に同様な支援を行う。

2 青森県地域防災計画－原子力編－（平成26年2月25日修正・青森県防災会議）の内容（抜粋）

災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、県や市町村等の防災関係機関がとるべき措置を定めたもの。

（1）第2章 原子力災害事前対策

第8節 避難収容活動体制の整備

3. 要配慮者等の避難誘導・移送体制等の整備

（1）県は、要配慮者及び一時滞在者への対応を強化するため、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものとする。

- ①市町村に対し、要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、要配慮者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めるよう助言するものとする。
- ②要配慮者及び一時滞在者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、所在市町村、関係周辺市町村及び関係機関等に対し、情報伝達体制の整備を支援するものとする。
- ③避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。
- ④必要に応じて避難誘導や搬送、福祉避難所や福祉サービスの提供等の受入れ体制の整備を支援するものとする。
- ⑤市町村に対し、要配慮者の避難支援計画等を整備することを助言するものとする。

(2) 病院等医療機関の管理者は、県、所在市町村及び関係周辺市町村と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成し、訓練の実施に努めるものとする。

また、県は、国の協力のもと病院等医療機関の避難に備え、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先の調整方法についてあらかじめ定めておくものとする。

(3) 介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、県、所在市町村及び関係周辺市町村と連携し、原子力災害時における避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成し、訓練の実施に努めるものとする。特に、入所者等の避難誘導體制に配慮した体制の整備を図るものとする。

また、県は、社会福祉施設に対し、あらかじめ、県や近隣道県における同種の社会福祉施設と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努めるとともに、災害発生時において要配慮者に対し、介護職員等の派遣などの緊急的対応が行えるよう、民間事業者及び関係団体等から構成される広域的な福祉支援ネットワークの構築に努めるものとする。

4. 学校及び児童が通所する社会福祉施設等における避難計画の整備

学校及び児童が通所する社会福祉施設等（以下「学校等施設」という。）の管理者は、県、所在市町村及び関係周辺市町村と連携し、原子力災害時における乳児、幼児、児童、生徒、学生（以下「児童生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成し、訓練の実施に努めるものとする。

また、県は市町村と連携し、学校等施設が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

(2) 第3章 緊急事態応急対策

第4節 屋内退避、避難収容等の防護活動

6. 要配慮者への配慮

(1) 県は、避難対象市町村と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所での生活に関しては、要配慮者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

(2) 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難のための立ち退きの勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡するものとする。

また、県は、病院等医療機関の避難が必要となった場合は、国の協力のもと、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先となる医療機関を調整するものとする。県内の医療機関では転院に対処できない場合は、周辺都道府県及び国に対し、受入れ協力を要請するものとする。

県は、放射線防護資機材を、避難が必要となる病院等医療機関等に対し、適時・適切に供給できる体制を整備するものとする。

(3) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難のための立ち退きの勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。入所者又は利用者を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡するものとする。

また、県は、被災施設からの転所が県内の他の施設では対処できない場合は、周辺都道府県及び国に対し、社会福祉施設等への受入れ協力を要請する等、避難先の調整のため必要な支援を行うものとする。

7. 学校等施設における避難措置

(1) 学校等施設において、児童生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難のための立ち退きの勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、学校等施設の職員の引率のもと、迅速かつ安全に児童生徒等を避難させるものとする。

(2) 避難対象区域に含まれない学校等施設において、児童生徒等の自宅が避難対象区域に含まれ、帰宅等ができない場合は、その児童生徒等を学校等施設内に一時的に待機させるなど、あらかじめ定めた手順に基づき対応するものとする。

(3) また、児童生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めた手順に基づき、児童生徒等を一時的に待機または保護者へ引き渡した場合は、県及び市町村に対し速やかにその旨を連絡するものとする。